		1 /-	<u> </u>					
組						決裁	区分	
織	事務		事	項	知		厚決者	
名	種	類			事	部	局	課
-						長	長	長
産								
業創								
出								
課								
	1	省						
	略							
	2	省						
	略							
	3	省						
	略							

					決裁	区分	
組織	事務の	事項	2	知	Ē	厚決 者	Ť
名	種 類	,	'	事	部	局	課
				_	長	長	長
経	1 ~ 22						
営	省略						
支							
援							
課							
	23 中	1 基本構想の作成及び変更					
	<u>小企</u>	(第4条第1項、第5条第	1				
	<u>業に</u>	<u>項)</u>					
	<u>よる</u>	2 基本構想の公表(第4条	第				
	地域	5項、第5条第3項)					
	産業	├── 3 地域産業資源活用事業計	画				
	資源	の認定申請書及び変更認定					_
	<u>を活</u>	請書の進達(第6条第2項	_				

40				決裁	区分	
組織	事務の	事項	4 0	Ē	厚決 者	Ť
名	種 類	— → 块	知事	部	局	課
Ĺ			7	長	長	長
産	1 中	1 基本構想の作成及び変更		_		
業	<u>小企</u>	(第4条第1項、第5条第1				
創	業に	<u>項)</u>				
出	<u>よる</u>	2 基本構想の公表(第4条第				_
課	地域	5項、第5条第3項)				
	<u>産業</u>	3 地域産業資源活用事業計画				
	資源	の認定申請書及び変更認定申				
	<u>を活</u>	請書の進達(第6条第2項、				
	<u>用し</u>	第7条第3項)				
	<u>た事</u>	4 認定地域産業資源活用事業				
	<u>業活</u>	を行う者に対する指導及び助				_
	動の	言 (第14条)				
	促進					
	<u>に関</u>					
	<u>する</u>					
	法律					
	<u>の施</u> 					
	<u>行に</u> 関す					
	る事					
	務					
	<u> 177</u>					
	2 省					
	略					
	3 省					
	略					
	4 省					
	略					

組					決裁	区分	
組織	事務の	事	項	知	Ę	亨決 者	Ä
名	種 類	-	~	事	部	局	課
				7	長	長	長
経	1 ~ 22						
営	省略						
支							
援							
課							

		<u>用し</u>	第7条第3項)			
		<u>た事</u>	4 認定地域産業資源活用事業			
		<u>業活</u>	を行う者に対する指導及び助			
		動の	言 (第14条)			
		促進				
		に関				
		<u>する</u>				
		法律				
		<u>の施</u>				
		<u>行に</u>				
		関す				
		る事				
		<u>務</u>				
ı	1			I	1	l

40					決裁	区分	
組織	事務の	事	項	知	Ę	∮決 者	ž
名	種 類	-	~	事	部	局	課
					長	長	長
<u>観</u>	1 ~ 11						
光	省略						
物							
産							
<u>課</u>							

別表第7(第4条関係)

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

40					決裁	区分	
組織	事務の	事	項	知	Ę	厚決 者	š
名	種 類	,		事	部	局	課
					長	長	長
農	1 ~ 19						
政	省略						
課							

					決裁	区分	
組織	事務の	事	項	# D	Ę	享決 者	ŧ
名	種 類		79	知事	部	局	課
					長	長	長
観	1 ~ 11						
光	省略						
交							
流							
課							

別表第7(第4条関係)

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

刈事	の権限に	属する農林水産部関係事務に係	る特別	定決	裁事	項
				決裁	区分	
組織	事務の	事項	知	草	厚決者	Ť
名	種類	y %	事	部	局	課
				長	長	長
農	1 ~ 19					
政	省略					
課	20 特	1 市町村活動支援事業に関す				
	定農	<u>ること。</u>				
	<u>山村</u>	(1) 事業実施計画の協議(第			_	
	<u>総合</u>	<u>301)</u>				
	支援	(2) 事業実施市町の指定(第			_	
	事業	<u>3 Ø 1)</u>				
	<u>実施</u> 要領	(3) 年度別事業計画の報告の				
	<u> </u>	受理及び国への提出(第3				
	成11	<u>の1)</u>				
	年 4	(4) 事業実績の報告の受理及				
	<u>月1</u>	び国への提出(第3の1)				
	<u>日付</u>	2 都道府県支援事業に関する				
	<u>け農</u>	<u>こと。</u>				
	<u>林水</u>	(1) 地域興しマイスターの選				
	産事	定(第3の2)				
	<u>務次</u>	(2) 事業実施計画の作成及び				
	官通	協議(第3の2)				

		 <u> </u>					715	1)) (37.	_		
\mathbf{I}_{\perp}	1					知)	(3) 事業実施状況の報告(第					
						の施					-	
						行に	302)					
						関す						
						<u>る事</u> 務						
						21 中						
						山間	<u>すること。</u>					
						地域	(1) 設定及び変更(第4、中	_				
						<u>等直</u>						
						接支	<u> </u>					
						払交	<u> </u>					
						付金						
						<u>実施</u>	ST COMPCOVIC EM					
						要領	通知」という。)第3の12)					
						<u>(平</u>	② 農村振興局長との協議			_		
						成12	(第4、運用通知第3の12)					
						年4	(3) 決定(第4、運用通知第					
						<u>月1</u>	3 Ø12)					
						<u>日付</u>						
						<u>け農</u>	農用地に関すること。					
						林水						
						産事		-				
						<u>務次</u> 官通						
						知)						
						の施	(2) 市町間の基準の調整	_		_		
						<u>行に</u>	3 市町村基本方針の認定(第 		-			
						関す	5)					
						る事	4 交付金の交付実績の報告				-	
						務	<u>(第11)</u>					
							5 実施状況の公表(第12)			_		
							6 交付金交付の評価(第13)			_		
						22 中	1 推進指導(第3の1)					
			\vdash			山間					\exists	
			\vdash			地域		-			\vdash	
						等直	(1) 市町村基本方針の策定指 導及び審査(第3の1)				-	
			\vdash			<u>接支</u>		-				
						払推	(2) 所要額調書の作成(第3			-		
			\square			<u>進交</u>	l .					
						<u>付金</u>	3 事業の実施に関すること。					
						<u>実施</u>	(1) 市町村実施計画の樹立及			_		
						要領	び変更の届出の受理(第4					
						<u>(</u> 平						
						成12	(2) 事業実績の報告(第6の				_	
						年4	2)					
						<u>月1</u>	4 その他推進事業の実施に必					
						<u>日付</u>	要な事項に関すること(第3					
						<u>け農</u>	<u>01)。</u>					
						林水						
						産事						
						<u>務次</u>						

報

6 責任準備金等に係る意見書

の処理 (第11条の21第2項、

第3項)

6 農協の定款の変更の認可及

<u>条)</u>

び届出の受理(第44条、第61

					1 1 1		
7 共済計	理人の解任の命令					7 農協の仮理事の選任及び役	
(第11条0)22)					員を選任するための総会の招	
						集(第40条)	
8 農業協同	月組合の信託事業に					8 農協及び農協中央会の業務	
ついて裁判	削所に代わつて行う					会計等に関する監督上必要な	
	1条の26)					措置(第94条の2)	
Q #沒却%	の契約条件の変更					9 農協、農協中央会及び子会	
	「認(第11条の33第			-		社の検査(第94条)	
	、脳(另口赤の35第					<u>社の採直(第34末)</u>	
	りの解約に係る業務					10 農協の施設専属利用契約の	
の停止その)他必要な措置の命					取消し(第97条)	
令 (第11条	₹の34)_						
11 共済調査	査人の選任及び解任			_		11 農協の信託事業について裁	
(第11条の	39第1項、第3項)					判所に代わつて行う措置(第	
						<u>11条の26)</u>	
12	ーーーー りの契約条件の変更					 12	
	の の の は 対 は 対 は が は が は り り り り り り り り り り り り り り り					る法令、定款、規約及び規程	
	3事項等の指定(第					の遵守状況に関する必要な報	
						の 豊守 状況に 対象 もの 徴収並びに 一般 状況 資料	
11宗(0395	第1項、第2項 <u>)</u>						
						の提出命令(第93条)	
13 共済事業	業を行う組合の契約					13 農業協同組合連合会の法定	
条件の変更	巨の承認(第11条の					解散の届出の処理(第64条)	
42第1項)	<u></u>						
14 信用事業	美又は共済事業を行					14 信用事業規程等の設定、変	
う農業協同	周組合等による特定					更及び廃止の承認並びに信用	
事業会社で	である国内の会社の					事業規程等の変更の届出の受	
株式の基準	≛議決権数超過取得					理(第11条、第11条の7、第	
の承認(第	第11条の46第2項た					11条の23、第11条の29、第11条	
だし書)						Ø32)	
15 農協の-	時理事等の選任及					15 農協の国債等及び特定社債	
	選任し、又は選挙す					等の募集の取扱事業等の認可	
	総会の招集並びに一					及び変更の認可(第10条第18	
	事の選任(第40条第					項、第19項、第21項から第23	
<u>1項、第3</u>				_		<u>項まで)</u>	\perp
	『款の変更の認可等					16 指定組合の指定(第10条第	
)受理 (第44条第 2					24項)	
	1項まで、第59条第						
	0条、第61条)						
17 農協の信	言用事業の譲渡等の					17 特定農業協同組合の承認	
認可及び個	言用事業又は共済事					(農業協同組合及び農業協同	
	譲渡に係る届出の受					組合連合会の信用事業に関す	
	その2第3項、第7					る命令第59条)	
	条の4第5項)						
				\dashv			
	が子会社等に係る業			-			
	0受理 (第54条の 2						
第1項、第	月 ∠ 垻)_			_			
19 農協の記	设立、解散の議決及	_	-				
び合併の記	図可並びに設立認可						
の取消した	なび解散の届出の受						
理(第59名	条、第60条第2項、						

	第61条第1項、第2項、第5				
	項、第63条第 2 項、第64条第				
	2 項から第 4 項まで、第65条				
	第2項、第3項)				
-					
	解散の届出の処理(第64条第				_
	7項)				
	 信用事業又は共済事業を行				
1	う農協の解散に伴う清算人の			-	_
	選任(第71条第2項)				
	2 全国農業協同組合中央会の	\vdash			
1	監査実施計画に対する意見の			-	_
	具申(第73条の27第1項)				
\vdash	3 農協の解散登記の嘱託(第				_
	89条第 2 項)			-	_
-	3				
	合中央会(以下この部におい			-	_
	て「農協中央会」という。)				
	に対する法令、定款、規約及				
	び規程の遵守状況に関する必				
	要な報告の徴収並びに一般状				
	況資料の提出の命令(第93条				
	第1項)				
25	5 農協の子会社等、信用事業			T.	_
	受託者及び共済代理店に対す				
	る報告及び資料の徴求 (第93				
	条第2項)				
26	5 農協、農協中央会、子会社			_	
	等、信用事業受託者及び共済				
	代理店の検査(第94条)				
27	7 農協及び農協中央会の業務				
	会計等に関する監督上必要な				
	措置(第94条の2)				
28	3 農協及び農協中央会の法令				
	等の違反に対する必要な措置、				
	業務の停止及び役員の改選の				
	命令並びに信用事業規程等の				
	承認の取消し(第95条)			\sqcup	
29	9 農協の解散の命令(第95条		_		
L	の 2 、第95条の 3)				
30)農協に対する処分又は命令			T.	_
	を行う際の農協中央会への意				
	見の聴取(第95条の4)				
31	農協及び農協中央会の総会				
	決議、選挙及び当選の取消し				
	(第96条第1項)				
	2 農協の施設専属利用契約の				
32	取消し(第97条)			1 1	
32					

_	1	1		
		号、農業協同組合法施行規則		
		(以下この部において「省令」		
		という。) 第231条第1項第20		
		<u>号)</u>		
		34 農協等の不祥事件に関する		
		もの以外の届出の受理(第97		
		条の2、省令第231条第1項)		
		35 特定農業協同組合に係る余		
		裕金の運用の承認(農業協同		
		組合法施行令第3条の5第5		
		項ただし書)		
		36 業務報告書の提出、縦覧書		
		類の縦覧の開始及び事業計画		
		書等の提出の延期の承認(省		
		令第202条第7項、第206条第		
		2 項、第232条第 6 項)		
		37 特定農業協同組合の承認		
		 (農業協同組合及び農業協同		
		組合連合会の信用事業に関す		
		る命令第59条)		
		38 農協等がその経営の健全性		
		を判断するための基準に関す		
		<u>ること。</u>		
	2 ~ 14			
	省略			

2 ~ 14			
省略			

4.5				決裁	区分	
組織	事務の	* **		Ę	厚決 者	i i
組名	種 類	事項	知	部	局	課
"			事	長	長	長
ヹ	1 農	1 品質表示基準に関する指示				
크	林物	(第19条の14第1項、第2項、				
<u> </u>	<u>資の</u>	農林物資の規格化及び品質表				
<u> </u>	規格	示の適正化に関する法律施行				
<u>戦</u>	<u>化及</u>	令(以下この部において「政				
略	<u>び品</u>	令」という。)第11条第1項				
課	<u>質表</u>	<u>第1号)</u>				
	<u>示の</u>	2 製造業者等に対する報告の				
	適正	世報収入び立入検査(第20条第				
	<u>化に</u>	2項、政令第11条第1項第2				
	関す	号、第3号)				
	<u>る法</u>	3 申出の受理及び措置(第21				
	<u>律の</u>	条、政令第11条第1項第4号)				_
	<u>施行</u>	4 食品の表示に関する事務				
	に関	4 民間の状外に関する事物				_
	<u>する</u>					
	<u>事務</u>					
	2 農	1 農産物流通改善対策に関す				
	産物	<u>ること。</u>				
	流通					

`	- 成20年3月37日	•	<u> </u>	
の総	(1) 農産物の流通改善に関す			
合介			_	
画の				
推進	-			
<u> </u>				
する	-			
事務	-			
3	1 卸売市場法の施行に関する			
売市	こと。(漁政課の所管(水産			
場に	物を取り扱う卸売市場)に属			
関す	するものを除く。)			
<u>る事</u>	(1) 中央卸売市場整備計画の		_	
<u>務</u>	策定及び変更並びに中央卸			
	売市場の開設区域の指定に			
	係る農林水産大臣からの協			
	議の回答(第5条第3項、			
	第5項、第7条第2項、第			
	3項)			
	(2) 卸売市場整備計画の策定、			
	変更及び公表(第6条第1			
	項、第4項、第5項)			
	(3) 中央卸売市場の開設の認			
	可申請及び卸売業務の許可			
	申請の農林水産大臣への進			
	達(第9条第1項、第16条			
	第1項、第54条)			
	(4) 中央卸売市場の開設者及			
	び卸売業者に係る農林水産			
	大臣への許可及び認可の申			
	請、届出並びに報告の進達			
	(第11条第1項、第14条第			
	1項、第20条、第24条、第			
	28条、第42条第 2 項、第53			
	条第 1 項、第54条)			
	(5) 中央卸売市場の開設者及			
	び卸売業者の業務等の検査			
	(第48条、第76条)			
	(6) 地方卸売市場に係る農林			
	水産大臣への報告等(第67			
	条、第69条)			
	2 愛媛県卸売市場条例の施行			
	に関すること。(漁政課の所管			
	(水産物を取り扱う卸売市場)			
	に属するものを除く。)			
	(1) 地方卸売市場の開設許可			
	等の公示 (第35条)			
		1		

備考 この表の適用については、同表決裁区分の欄中「局長」とあるのは「えひめブランド推進統括監」とする。

	* /:	成20年3月31日			安	
				決裁	区分	
組	事務の			Ę	厚決 者	*
織	種 類	事項	知	部	局	課
名			事	長	長	長
農	1 • 2					
産	省略					
袁						
芸						
<u>課</u>						
	3 省					
	<u>。</u> 略					
	4 農	1~3 省略				
	薬取	4 販売者に対する農薬の販売				
	締法	の制限又は禁止(<u>第14条第2</u>				
	の施	項、第4項、農薬取締法施行				
	行に	令第4条第3項)				
	関する事					
	務					
	5 省					
	<u>。</u> 略					
	6 省					
	略					
	7 果	1 果樹農業振興計画の策定		_		
	樹農	(第2条の3)				
	業振					
	<u>興特</u> 別措					
	置法					
	 の施					
	<u>行に</u>					
	<u>関す</u>					
	<u>る事</u> 務					
	8 果	1 計画生産出荷促進基本計画				
	実等	の調整(第2)			_	
	生産	2 特別需給調整対策事業実施				
	<u>出荷</u>	計画の了承(第2)			_	
	<u>安定</u>	3 経営安定対策基本計画の了				
	対策	承(第2)				
	実施 要綱	4 加工原料用果実価格安定対		_		
	<u>(平</u>	策基本計画の了承(第3)				
	<u>成13</u>	5 加工原料用果実価格安定対		_		
	年4	策事業における保証基準価格				
	<u>月11</u>	及び最低基準価格の了承(第				

織 名 農 業	事務の 種 類 1・2 省略	事 項	知事	部	厚決者 局	
名農業	1 • 2				局	
業						課
業				長	長	長
I — L	少败					
	目哨					
1 1	3 農	1 農業機械の有効利用の促進				_
営	<u>業の</u>	及び指導				
<u>課</u>	機械	2 農作業の安全対策の指導				
	<u>化に</u>	3 農業機械の流通に関するこ				
	関す	<u>E.</u>				_
	<u>る事</u>	<u>=v_</u>				
	<u>務</u>					
	4 省					
	略					
	5 農	1~3 省略				
	薬取	4 販売者に対する農薬の販売				
	締法	の制限又は禁止(第14条第4				
	の施	項				
	行に)				
	関す					
	る事					
	務					
	6 省					
	略					
	7 省					
	略					

1	平7.	平成20年3月31日	 	<u> </u>	—	<u> </u>
株本 一	<u>日付</u> <u>け農</u>					
株型行列以東事業美趣証面 の了承(第3) 8 県果実生産出荷安定協議会 からの指定果実に係る協議事項の了承(第3) 1 主要農作物種子生産ほ場の 指定(第3条) 1 主要農作物種子生産ほ場の 指定(第3条) 1 集樹、米、麦、大豆、いも類、 雑穀類、野菜、花き、工芸作物及び繭(以下この部において「果樹等」という。)の生産の振興計画に関すること。 2 果樹等の生産団地の育成及び指導 3 果樹等の生産団地の育成及び指導 4 早樹等の生産流通加工の安定指導及び契励 1 主要食糧の産産流通加工の安定指導及び契励 1 主要食糧の産産流通加工の安定指導及び契励 1 主要食糧の産産流通加工の安定指導及び契励 1 市町別の米穀の生産の目標 数量の決定 1 職務育種に係る品種登録申 請(第5条、第8条) 1 1 職務育種に係る品種登録申 請(第5条、第8条) 1 1 職務育種に係る品種登録申 請(第5条、第8条) 1 1 職務育種に係る品種登録申 請(第5条、第8条) 1 1 職務有種に係る品種登録申 1 1 職務有種に係る品種登録申 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<u>林水</u>					
空通		/ 朱憕符別刈束事業実施計凹				
田)		<u>の「承(弟3)</u>				
からの指定果実に係る協議事 項の了承(第3) 9 主 1 主要機作物種子生産ほ場の 指定(第3条) 10 果 樹等 企生産に関する事務 10 果 根が、表、大豆、いも類、 全産の振興計画に関すると。 企画 2 果樹等の生産団地の育成及 び指導 及び 現別 に関する事務 11 主 表に関する事務 11 主 表に関する事務 11 主 表に関する。事務 11 主 表に関する。事務 11 主 表に関する。事務 12 種 放量の決定 13 主 1 職務育種に係る品種登録申		8 県果宝生産出荷安定協議会	\Box		Н	
可に関する事務 1 主要農作物種子生産日場の 指定(第3条) 9 主 要農作物種子生産日場の 指定(第3条) 一		<u>」)</u>			-	
9 主 1 主要機作物種子生産は場の 要機 作物 種子 法の 施行 に関 する 事務		<u>)他</u>				
3 主 1 主要無作物種子生産ほ場の 指定(第3条) 要機 作物 種子 法の 施行 に関 する 事務 1 果樹、米、麦、大豆、いも類、 雑穀類、野菜、花き、工芸作 物及び繭(以下この部において「果樹等」という。)の生産の振興計画に関すること。 企画、指導 及び契励 に関 する 事務 - 2 果樹等の生産団地の育成及 び指導 3 果樹等の関係団体の育成及 び指導 4 果樹等の生産流通加工の安定指導及び奨励 - 11 主要食量の 電給 に関する事務 1 市町別の米穀の生産の目標 数量の決定 12 種 苗法 の施行に関する事務 1 職務育種に係る品種登録申 請(第5条、第8条) 12 種 苗法 の施行に関する事務 1 職務育種に係る品種登録申 請(第5条、第8条) 13 社 1 業務対象年間の短縮の承認		<u> </u>				
第 1 主要農作物種子生産ほ場の 指定(第3条)						
9 主 1 主要農作物種子生産ほ場の 指定(第3条) 2 要機 特等 の生 産に 係る 企画、 指導 及び 要励 に関する 事務 1 果樹、米、麦、大豆、いも類、 維穀類、野菜、花き、工芸作 物及び繭(以下この部において「果樹等」という。)の生 産の振興計画に関すること。 2 果樹等の生産団地の育成及 び指導 2 果樹等の自標 要の排導 4 果樹等の生産流通加工の安定指導及び契励 1 市町別の米穀の生産の目標 変量の決定 11 主 要食 糧の 需給 に関する 事務 1 職務育種に係る品種登録申 請(第5条、第8条) 12 種 苗法 の施 行に 関する事務 1 職務育種に係る品種登録申 請(第5条、第8条) 13 社 1 業務対象年間の短縮の承認						
要機作物種子法の施行に関する事務 1 果樹、米、麦、大豆、いも類、雑穀類、野菜、花き、工芸作物及び繭(以下この部において「果樹等」という。)の生産の振興計画に関すること。 企画、企画、2 果樹等の生産団地の育成及び指導 3 果樹等の性産団地の育成及び指導 3 果樹等の性産団地の育成及で指導 4 果樹等の生産流通加工の安定指導及び要励 1 主 1 市町別の米穀の生産の目標数量の決定 11 主 数量の決定 1 職務育種に係る品種登録申請法の施行に関する事務 12 種 古法の施行に関する事務 1 職務育種に係る品種登録申請法の施行に関する事務 13 社 1 業務対象年間の短縮の承認 —	<u>務</u>	1				
## 1	9 主	主 1 主要農作物種子生産ほ場の				
種子 法の 施行 に関 する 事務	要農	提 指定(第3条)				
法の 施行 上間 する 事務	<u>作物</u>	<u>:物</u>				
施行 に関 する 事務 10 果	<u>種子</u>	<u>i子</u>				
L	<u>法の</u>	<u>;</u> 0				
1	<u>施行</u>	<u>i行</u>				
事務 1 果樹、米、麦、大豆、いも類、	<u>に関</u>	- 関				
1 果樹、米、麦、大豆、いも類、 一 一 一 一 一 一 一 一 一	<u>する</u>	<u>·</u> 8				
樹等 雑穀類、野菜、花き、工芸作物及び繭(以下この部において「果樹等」という。)の生産の振興計画に関すること。 企画、担導及び奨励に関する。 2 果樹等の生産団地の育成及び指導 4 果樹等の生産流通加工の安定指導及び奨励 4 果樹等の生産流通加工の安定指導及び奨励 11 主 1 市町別の米穀の生産の目標数量の決定 一 担の需給に関する。事務 1 職務育種に係る品種登録申請(第5条、第8条) 12 種 苗法の施行に関する事務 1 職務育種に係る品種登録申 13 社 1 業務対象年間の短縮の承認 —	<u>事務</u>	<u>i務</u>				
の生産に産に で「果樹等」という。)の生産の振興計画に関すること。 企画、担導 び指導 3 果樹等の関係団体の育成及 び指導 4 果樹等の生産流通加工の安定指導及び奨励 11 主 要食糧の需給 に関する 事務 12 種 面法 の施行に関する 事務 12 種 面法 の施行に関する事務 13 社 1 業務対象年間の短縮の承認	10 果	果 1 果樹、米、麦、大豆、いも類、				
産に係る て「果樹等」という。)の生産の振興計画に関すること。 企画、担導 2 果樹等の生産団地の育成及び指導 及び契励に関する。事務 4 果樹等の生産流通加工の安定指導及び奨励 11 主	樹等					
係る 産の振興計画に関すること。 企画 2 果樹等の生産団地の育成及び指導 及び契励 工指導 4 果樹等の生産流通加工の安定指導及び奨励 工工 主要食糧の需給に関する事務 1 市町別の米穀の生産の目標数量の決定 屋型の需給に関する事務 1 職務育種に係る品種登録申請(第5条、第8条) 12 種苗法の施行に関する事務 1 職務育種に係る品種登録申請(第5条、第8条) 3 社 工業務対象年間の短縮の承認 一	<u>の生</u>	<u>9生</u> 物及び繭(以下この部におい				
企画 2 果樹等の生産団地の育成及 び指導 及び 奨励 3 果樹等の関係団体の育成及 び指導 4 果樹等の生産流通加工の安定指導及び奨励 - 11 主	<u>産に</u>	に て「果樹等」という。)の生				
指導 2	<u>係る</u>	産の振興計画に関すること。				
指導及び契励 3 果樹等の関係団体の育成及び指導 本名事務 4 果樹等の生産流通加工の安定指導及び奨励 11 主要食糧の需給に関する事務 1 市町別の米穀の生産の目標数量の決定 地間 する事務 1 職務育種に係る品種登録申請(第5条、第8条) 12 種苗法の施行に関する事務 1 職務育種に係る品種登録申請(第5条、第8条)	企画、	画 2 果樹等の生産団地の育成及				
図	指導	- 144				
変励 に関する 事務 び指導 4 果樹等の生産流通加工の安 定指導及び奨励 11 主 要食 糧の 需給 に関する 事務 1 市町別の米穀の生産の目標 数量の決定 12 種 苗法 の施 行に 関する事務 1 職務育種に係る品種登録申 請(第5条、第8条) 10 種 方の施 行に 関する事務 1 職務育種に係る品種登録申 請(第5条、第8条) 13 社 1 業務対象年間の短縮の承認		3 未倒寺の関係凹体の自成及			\square	
1 主	奨励	B(抗)			-	
する 車務 に担き 1 市町別の米穀の生産の目標数量の決定 地域の無能に関する。 1 職務育種に係る品種登録申請(第5条、第8条) 日本 1 職務育種に係る品種登録申請(第5条、第8条) 方に関する。 1 職務育種に係る品種登録申請(第5条、第8条) 日本 1 職務育種に係る品種登録申請(第5条、第8条)	<u>に関</u>	関	\vdash		\vdash	-
事務 1 市町別の米穀の生産の目標 要食 数量の決定 糧の需給 に関する事務 12 種 苗法の施行に関する事務 1 職務育種に係る品種登録申 計(第5条、第8条) 万に関する事務 1 職務育種に係る品種登録申	<u>する</u>	୍ର			-!	
要食 数量の決定 糧の 需給 に関 する 事務 1 職務育種に係る品種登録申 苗法 の施 行に 関する事	事務					
要食 数量の決定 糧の 需給 に関 する 事務		- 1 4 十冊1回の火却の仕去の日暦	\vdash			
2 種			-			
需給 に関する 事務 12 種 1 職務育種に係る品種登録申 苗法 請(第5条、第8条) の施 行に 関する事 る事 務 13 社 1 業務対象年間の短縮の承認						
に関する事務 12 種						
する 事務 12 種						
事務 12 種 苗法 請(第5条、第8条) の施 行に関する事務 13 社 1 業務対象年間の短縮の承認						
12 種						
苗法 請(第5条、第8条) の施 行に関する事務 13 社 1 業務対象年間の短縮の承認			!	<u> </u>	<u> </u>	-
の施 行に 関す る事 務 13 社 1 業務対象年間の短縮の承認	12 種			-		
行に 関す る事 務 3 社 1 業務対象年間の短縮の承認		_				
関す <u>る事</u> <u>務</u> 13 社 1 業務対象年間の短縮の承認						
3 社 1 業務対象年間の短縮の承認						
<u>務</u> 3 社 <u>1 業務対象年間の短縮の承認</u>						
3 社 1 業務対象年間の短縮の承認		_				
	<u>務</u>	<u>i</u>		<u> </u>	<u> </u>	-
団法 (社団法人愛媛県野菜価格安	13 社			-		
		_	!			
人愛 定基金協会業務方法書(以下	人愛	、愛 定基金協会業務方法書(以下	!			

	<u>媛県</u> 野菜	<u>この部において「業務方法書」</u> <u>という。))</u>												
	<u>価格</u>	2 交付準備金残額の次期造成			_									
	安定	額への充当の承認(業務方法												
	基金	畫)												
	<u>協会</u>													
	に関													
	<u>する</u>													
	事務													
	14 野	1 指定消費地域に対する出荷			_									
	菜生	の安定を図るための勧告(第												
	<u>産出</u>	59条)												
	<u>荷安</u>	2 野菜指定産地の指定の申出												
	<u>定法</u>			-										
	<u>の施</u>		1											
	<u>行に</u>	変更及び公表(第8条、第9			-									
	関す	条)												
	る事													
	<u>務</u>													
	15 生	1 生産振興総合対策事業実施												
	産振			-										
	興総		\vdash											
	<u>合対</u>	状況の報告(第11)				_								
	策事	NODES THE (NOTE)												
	業実													
	施要													
	綱													
	<u>(平</u>													
	<u>成14</u>													
	年4													
	<u>月1</u>													
	<u>日付</u>													
	<u>け農</u>													
	<u>林水</u>													
	<u>産事</u>													
	<u>務次</u>													
	<u>官通</u>													
	<u>知)</u>													
	<u>の施</u> 2に													
	<u>行に</u>													
	関す る事													
	<u>多妻</u> 務													
	922		Щ		1									
			$\overline{}$	油型	运分						$\overline{}$	油井	区分	
組	事務の		\vdash	T	(区刀 事決す		組	事務の			\vdash		(区刀 事決者	
織	事務の 種 類	事項	知		Ι		織	種類	事	項	知			
名	기보 첫		事	部		室	名				事	部		室
			_	長	長	長					_	長	長	長
担	1 • 2						担							
1.1	省略	I .	1	1	1	1	1 161	省略			1	i .	ı I	i .

<u>月1</u>	4 その他推進事業の実施に必		
<u>日付</u>	要な事項に関すること(第3		
<u>け農</u>	<u>の1)。</u>		
<u>林水</u>			
<u>産事</u>			
<u>務次</u>			
<u>官通</u>			
<u>知)</u>			
<u>の施</u>			
<u>行に</u>			
関す			
る事			
<u>務</u>			

				決裁	区分	
組織	事務の	a 55		Ę	厚決者	<u> </u>
織 名	種 類	事 項	<u>知</u>	部	局	課
프			事	長	長	長
農	1 果	1 果樹農業振興計画の策定		_		
産	樹農	(第2条の3)				
園	業振					
芸	<u>興特</u>					
<u>課</u>	<u>別措</u>					
	<u>置法</u>					
	<u>の施</u>					
	<u>行に</u>					
	関す					
	<u>る事</u>					
	<u>務</u>					
	2 果	1 計画生産出荷促進基本計画			-	
	実等	の調整 (第2)				
	<u>生産</u>	2 特別需給調整対策事業実施				
	<u>出荷</u>	計画の了承(第2)				
	安定	3 経営安定対策基本計画の了				
	対策	承(第2)		_		
	実施					
	<u>要綱</u>	策基本計画の了承(第3)		_		
	<u>(平</u>	5 加工原料用果実価格安定対				
	<u>成13</u>	5 加工原科用朱美価恰女定列		_		
	<u>年 4</u>	及び最低基準価格の了承(第				
	<u>月11</u>	3)				
	<u>日付</u>					
	<u>け農</u>	6 果実等消費拡大特別対策事				_
	林水	業実施計画の了承(第3)				
	<u>産事</u> 務次	7 果樹特別対策事業実施計画				_
	官通	の了承(第3)				
	知)	8 県果実生産出荷安定協議会				_
	の施	からの指定果実に係る協議事				
	<u>の施</u> 行に	項の了承(第6)				
	関す					
	12(1 2					

十/汉20年 3 /73	<u> </u>	717	1100	71-	173057	•	
			 ₂ 亩				
			る事				
			<u>務</u>				
			3 主	1 主要農作物種子生産ほ場の			_
			要農	指定(第3条)			
			作物				
			<u>租子</u>				
			<u>法の</u>				
			施行				
			に関				
			<u>する</u>				
			事務				
			4 果	1 果樹等の生産の振興計画に			
						-	
			樹、				
			<u>米、</u>	2 果樹等の生産団地の育成及			_
			麦、				
			土			\Box	
			豆、				-
			いも	<u>び指導</u>		Ш	
			類、	4 果樹等の生産流通加工の安			_
				定指導及び奨励			
			雑穀				
			類 、				
			<u>野</u>				
			菜、				
			<u>花</u>				
			<u>き、</u>				
			工芸				
			<u>作物</u>				
			<u>及び</u>				
			繭				
			<u>(以</u>				
			<u>下こ</u>				
			の部				
			<u>にお</u>				
			<u> </u>				
			「果				
			<u>樹</u>				
			等 」				
			<u> 261</u>				
			<u>う。)</u>				
			<u>の生</u>				
			<u>産に</u>				
			係る				
			企				
			画、				
			指導				
			<u>及び</u>				
			奨励				
			に関				
			する				
			事務				
			<u>争伤</u>				
			_ ==	1 只質素子甘淮に開せて北二		\vdash	
			5 農	1 品質表示基準に関する指示			_
Ш							152

1,1,20,10,130,14		21-	.550 5,		
	1			l	
	<u>林物</u>	(第19条の14第1項、第2項、			
	資の	政令第11条第1項第1号)			
	規格	2 生いた米ャダー・ユースおんの			
		2 製造業者等に対する報告の			-
	<u>化及</u>	徴収及び立入検査(第20条第			
	<u>び品</u>	2項、政令第11条第1項第2			
	質表				
		号、第3号)			
	<u>示の</u>	3 申出の受理及び措置(第21			
	適正				
	<u>化に</u>	条、政令第11条第1項第4号)			
		4 食品の表示に関する事務			
	関す				
	<u>る法</u>				
	律の				
	施行				
	に関				
	する				
	事務				
	717				
					H
	6 農	1 農産物流通改善対策に関す			
	産物	<u>ること。</u>			
	流通				\vdash
		(1) 農産物の流通改善に関す		-	
	<u>の総</u>	る指導			
	<u>合企</u>				
	画の				
	<u>推進</u>				
	に関				
	<u>する</u>				
	<u>事務</u>				
	7 卸	1 卸売市場法の施行に関する			
	売市	<u>こと。</u>			
	場に	(1) 中央卸売市場整備計画の			
	関す			_	
		策定及び変更並びに中央卸			
	<u>る事</u>	売市場の開設区域の指定に			
	<u>務</u> (漁	 係る農林水産大臣からの協			
	政課				
		議の回答(第5条第3項、			
	<u>の所</u>	第5項、第7条第2項、第			
	<u>管(水</u>	3項)			
	産物				H = 1
		(2) 卸売市場整備計画の策定、	_		
	<u>を取</u>	変更及び公表(第6条第1			
	<u>扱う</u>	項、第4項、第5項)			
	卸売				H
		(3) 中央卸売市場の開設の認			
	市場)	 可申請及び卸売業務の許可			
	に属				
	<u>する</u>	申請の農林水産大臣への進			
	もの	達(第9条第1項、第16条			
		第1項、第54条)			
	<u>を除</u>				
	<u><.)</u>				
		(4) 中央卸売市場の開設者及			
					-
		び卸売業者に係る農林水産			
		大臣への許可及び認可の申			
		請、届出並びに報告の進達			
		(第11条第1項、第14条第			
		1項、第20条、第24条、第			

参照 1		十成20年3月31日	 	11/4	<u> </u>	100007	, ,		
### 1	1		1 1	I	I		ı		1
(① 中央形形 寸原の開設 日本					28条、第42条第 2 項、第53				
(① 中央形形 寸原の開設 日本					 条第1項 第54条)				
1									
(原母条、変兆条) ((5) 中央卸売市場の開設者及			$ _ $	
(原母条、変兆条) (び知売業者の業務等の始本				
(6) 地方別地市地に使る選林 水底人成の経過で成形 条 新の糸) 2 最近日地市市場を開設計可 反射すること。 (1) 地方別地市地の開設計可 受力を示している。 (2) 世									
※底を行うの報告等(型の					(第48条、第76条)				
※底を行うの報告等(型の					(6) 地产知幸士坦广泛又典社				
								_	
2 重複関的表布場条例の面行 1					水産大臣への報告等(第67				
2 重複関的表布場条例の面行 1					タ 第60冬)				
上間すること。					<u> </u>				
上間すること。					2 愛媛県卸売市場条例の施行				
1 地方即市市場の開設計可									
第四分次(第35条) 市田別の米級の主席の目標 整金 連の 整金の決定 1 本の消費拡大に削すること。 1 本の消費拡大に削すること。 2 単版 1 本の消費拡大に削すること。 2 単版 1 本の消費拡大に削すること。 2 単版 1 本					に関すること。				
第四分次(第35条) 市田別の米級の主席の目標 整金 連の 整金の決定 1 本の消費拡大に削すること。 1 本の消費拡大に削すること。 2 単版 1 本の消費拡大に削すること。 2 単版 1 本の消費拡大に削すること。 2 単版 1 本					(1) 地方卸売市場の開設許可				
8 主 型 1								-	
要念 担心					等の公示(第35条)				
要念 担心				o ±	1 市町別の米製の生産の日標				
20						-			
国施 に関する 1 米の消費拡大に関すること。 一				要食	数量の決定				
国施 に関する 1 米の消費拡大に関すること。 一				岩の					
上間 する									
する 事務 9 米 1 米の消費拡大に関すること。 の消費拡大に関する事業 10 接 当 機構 当 (第5条、第8条) 付に 助する事務 11 張 1 経商需要数量の取りまとめ及び申込み(4) 機構 反応 2 特色の配布数量の報告(6) 分別要 成日 11 日付 対象 医症 月1 日付 対差 基本 施力 原語 連りの施行 に関する				<u>需給</u>					
する 事務 9 米 1 米の消費拡大に関すること。 の消費拡大に関する事業 10 接 当 機構 当 (第5条、第8条) 付に 助する事務 11 張 1 経商需要数量の取りまとめ及び申込み(4) 機構 反応 2 特色の配布数量の報告(6) 分別要 成日 11 日付 対象 医症 月1 日付 対差 基本 施力 原語 連りの施行 に関する				に関					
9 米 1 米の消費級大に関すること。 9 米 1 財務 6種に係る品格登録申 10 種									
9 米 1 米の消費拡大に関すること。 の消費拡大に関すること。 - 数 10 種 1 施行 1 職務層種に係る品種登録申 1									
9 米 1 米の消費拡大に関すること。 の消費拡大に関すること。 - 数 10 種 1 施行 1 職務層種に係る品種登録申 1				事務					
の所 豊拡 大に 立 多里									
国 鉱 大比				9 米	<u>1 米の消費拡大に関すること。</u>		l —		
国 鉱 大比				の消					
大に 関す 10 種									
関す 3事				<u>賀批</u>					
関す 3事				大に					
10 種									
10 種 1 職務育種に係る品種登録中 (第 2 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年									
10 種 1 職務資程に係る品種登録申 諸(第5条、第8条)				<u>る事</u>					
10 種 1 職務資程に係る品種登録申 諸(第5条、第8条)				発					
菌法 (第5条、第8条) (1) 茶 1 種苗需要数量の取りまとめ 整個 及び申込み(4) (1) 表 2 種苗の配布数量の報告(6) (1) 表 2 種苗の配布数量の報告(6) (2) 表 1 日付け け機 (3) 本事 3 別次 (3) 選連 2 別次 (4) 成行 1 日本 (5) の施行 1 日本 (6) の施行 1 日本 (7) の施行 1 日本 (6) の施行 1 日本 (7) の施行 1 日本 (7) の施行 1 日本 (7) の施行 1 日本 (8) の施行 1 日本 (7) の施行 1 日本 (8) の施行 1 日本 (7) の施行 1 日本 (8) の施行 1 日本 (7) の施力 1 日本 (7) のより 1 日本 (8) のより 1 日本 (7) のより 1 日本 (8) のより 1 日本 (8) のより 1 日本 (8) のより 1 日本 (9) の				177					
菌法 (第5条、第8条) (1) 茶 1 種苗需要数量の取りまとめ 整個 及び申込み(4) (1) 表 2 種苗の配布数量の報告(6) (1) 表 2 種苗の配布数量の報告(6) (2) 表 1 日付け け機 (3) 本事 3 別次 (3) 選連 2 別次 (4) 成行 1 日本 (5) の施行 1 日本 (6) の施行 1 日本 (7) の施行 1 日本 (6) の施行 1 日本 (7) の施行 1 日本 (7) の施行 1 日本 (7) の施行 1 日本 (8) の施行 1 日本 (7) の施行 1 日本 (8) の施行 1 日本 (7) の施行 1 日本 (8) の施行 1 日本 (7) の施力 1 日本 (7) のより 1 日本 (8) のより 1 日本 (7) のより 1 日本 (8) のより 1 日本 (8) のより 1 日本 (8) のより 1 日本 (9) の				10 種	1 職務育種に係る品種登録申				
の施行に関する事務 11 禁傷 皮が中込み(4) 2 種苗の配布数量の報告(6) 付援 線収 和38 年5 月1 日付 け機 林事務次 宮通 達力の施行 に関する									
行に 関す 5				田法	<u>請(弗5余、弗8余)</u> 				
関する事務 11 茶 個優 及び申込み(4)				の施					
関する事務 11 茶 個優 及び申込み(4)				≨∓1 ::					
11 茶 1 種苗需要数量の取りまとめ 2 種苗の配布数量の報告(6) 一									
数				関す					
数				る事					
11 京 樹/雲 1 種苗需要数量の取りまとめ 及び申込み(4) 2 種苗の配布数量の報告(6) 一									
樹優 及び申込み(4) 2 種苗の配布数量の報告(6) 一				<u>務</u>					
樹優 及び申込み(4) 2 種苗の配布数量の報告(6) 一				11 苯	1 稀苗霊亜粉豊の照りましょ				
良苗 木配 付要 機昭 和38 年5 月1 日付 け農 林事 務次 官通 達)の 施行 に関 する する								-	
本配 付要 額留 和38 年5 月1 日付 け農 林事 務次 官通 達)の 施行 に関 する				樹優	<u>及び申込み(4)</u>				
本配 付要 額留 和38 年5 月1 日付 け農 林事 務次 官通 達)の 施行 に関 する				良苗	2 種苗の配左粉号の却生(こ)				
付要					4 1里田の印印奴里の報百(6)			-	
 無昭 和38 年5 月1 日付 け農 林事 務次 宣通 違沙 施行 に関 する 									
 無昭 和38 年5 月1 日付 け農 林事 務次 宣通 違沙 施行 に関 する 				付要					
和38 年5 月1 日付 け機 林事 務次 官通 達)の 施行 に関 する									
年5 月1 日付 け農 林事 務次 官通 達沙 施行 に関 する									
月1 日付 け農 林事 務次 官通 達)の 施行 に関 する				和38					
月1 日付 け農 林事 務次 官通 達)の 施行 に関 する				年 5					
日付 け農 林事 務次 官通 達の 施行 に関 する									
け機 林事 務次 官通 達				月1					
け機 林事 務次 官通 達				日付					
林事 務次 官通 達の 施行 に関 する									
務次 宣通 達)の 施行 に関 する									
務次 宣通 達)の 施行 に関 する				林事					
<u>官通</u> 達)の 施行 に関 する									
達 <u>)の</u> 施行 に関 する									
施行 に関 する				官通					
施行 に関 する									
<u>に関</u> する									
<u>する</u>				施行					
<u>する</u>				に関					
				<u>する</u>					
155					<u> </u>				

報

1,201,0730.14				.,,		
		事務				
		12 養				
		蚕及	(第2)			
		びた				
		ばこ				-
		の協	<u>3)</u>			
		調に				
		関す				
		る要				
		<u>綱昭</u> 和31				
		<u>年10</u>				
		月3				
		<u>日制</u>				
		<u>定の</u> 施行				
		に関				
		<u>に関</u> する				
		<u>9 る</u> 事務				
		<u> </u>				
		13 社	1 業務対象年間の短縮の承認		_	
		<u>団法</u>	<u>(社団法人愛媛県野菜価格安</u>			
		<u>人愛</u>	定基金協会業務方法書(以下			
		媛県	この部において「業務方法書」			
		<u>野菜</u>	<u>という。))</u>			
		<u>価格</u>	2 交付準備金残額の次期造成		_	
		<u>安定</u>	額への充当の承認(業務方法			
		<u>基金</u>	書)			
		<u>協会</u>				
		に関				
		<u>する</u>				
		事務				
		14 青	1 野菜の入荷量及び価格の公			
		果物	表事業の協力(第4)			
		流通				
		合理				
		—— 化対				
		策事				
		業実				
		施要				
		領昭				
		和42				
		年 7				
		月29				
		日付				
		け農				
		林事				
		務次				
		官通				
		達)の				
		施行				
		に関				
		する				

								事務					
								<u>15</u> 野					H
								菜生				-	
								産出					
								荷安					H
								<u>定法</u>	(第5条)		_		
								<u>の施</u>	3 生産出荷近代化計画の樹立、				
								<u>行に</u> 関す	変更及び公表 (第8条、第9				
									<u>条)</u>				
								<u>る事</u> <u>務</u>					
									1 生産振興総合対策事業実施				
								16 生			-		
								産振					
								興総					-
								<u>合対</u> 策事	状況の報告(第11)				
								業実					
								施要					
								<u>減</u> (平					
								<u>成14</u>					
								年 4					
								<u>月1</u>					
								<u>日付</u>					
								け農					
								林水					
								<u>産事</u>					
								務次					
								官通					
								知)の					
								施行					
								に関					
								<u>する</u>					
								事務		-			
								17 農					-
								<u>産物</u> 関係	<u>基準の審査</u>				
								資金					
								の融					
								資に					
								関す					
								る事					
								<u>務</u>					
							備考	この表 5	」 5 の部から 7 の部まで及び 9 の部	の適	用に	つい	ては、
							同	表決裁区	区分の欄中「局長」とあるのは「	えひ	めブ	ラン	ド推済
									とし、同欄中「課長」とあるのは	「え	ひめ	ブラ	ンド
			T		h ## CT //		<u>進</u>	監」とす	する。_ 	Т	24.45	157 /	
組) h	央裁区分 		組				決裁		
事務の	事	項			専決	i i	織	事務の	事項	知	-	亨決 ₹ 	-
本 種 数 名		15	`	知事	部局	課	名	種 類		事	部	局	課
1	1				長長	長	-	1		1 3	長	長	長

	平片	成20年3月31日			发		坂	- 木		刊		1950	ラグ	<u>ነ 5</u>	
畜	1 ~ 23								畜	1 ~ 23					
産	省略								産	省略					
課	24 家								課	24 家	 1 家畜保健衛生所の支所の設				
	畜保									畜保	置(第2条)	-			
	健衛									健衛					
	生所	1 家畜保健衛生所長の管轄区								生所	2 家畜保健衛生所長の管轄区				
	条例	域外における権限の行使命令								条例	域外における権限の行使命令				
	の施	(<u>第2条</u>)								の施	(<u>第3条</u>)				
	行に									行に					
	関す									関す					
	る事									る事					
	務									務					
	323									323					
	25 ~ 29									25 ~ 29					
	省略									省略					
							ı	Г							
組				決裁	区分	•			組				決裁	区分	
織	事務の	事項	知	j	専決す	皆			織	事務の	事項	知	Ę	亨 決	旨
名	種 類	,	事	部	局	課			名	種 類		事	部	局	課
_			7	長	長	長							長	長	長
林	1 省								林	1 省					
業	略								業	略					
政	2 <u>林</u>	1 省略							政	2 <u>林</u>	1 省略				
策	<u>業·木</u>								策	<u>業·木</u>					
課	材産								課	材産					
	業等									業構					
	振興									<u>造改</u>					
	施設									革事					
	整備									業で					
	<u>交付</u>									<u>導入</u>					
	<u>金で</u>									<u>した</u>					
	<u>導入</u>									機械					
	<u>した</u>									<u>施設</u>					
	機械									<u>等の</u>					
	<u>施設</u>									管理					
	<u>等の</u>									<u>につ</u>					
	<u>管理</u>									<u>117</u>					
	<u>につ</u>														
	いて														
	(昭									(昭					
	和46									和46					
	年 1									年 1					
	月6									月6					
	日付									日付					
	け林									け林					
	野庁									野庁					
	長官									長官					
	通知)									通知)					
	の施									の施					
	行に									行に					
	関する事									関す					
1		I	1	1	1	1				る事					1

報

" /	以20年3月31日		<u> </u>	
務				
3 ~ 5				
省略				
6 省				
略				
<u>7</u> 省				
8 省				
<u>8</u> 省 略				
9 省				
略				
10 省				
略 11 省				
略				
12 省				
略				
<u>13</u> 省 略				
14 省				
略				
15 省				
略				
<u>16</u> 省略				
<u>哈</u> <u>17</u> 省				
略				
1				

務					
3 ~ 5					
省略					
6 独	1 林道事業実施計画の策定に	_			
<u>立行</u>	関する協議(第13条第3項)				
<u>政法</u>	2 林道事業実施計画の変更に		_		
<u>人緑</u> 資源	関する協議(第13条第3項、				
機構	第19条第4項)				
法の	3 緑資源幹線林道事業に係る			_	
施行	用地事務の委託に関する協定				
に関	の協議				
<u>する</u>	4 緑資源幹線林道事業に係る				_
事務	用地事務の委託契約の締結				
7 省					
略					
8 省					
略					
<u>9</u> 省					
略					
10 省					
略					
11_ 省					
略					
12 省					
略					
13 省					
略					
14 省					
略					
15 省					
略					
16 省					
略					
17 省					
略					
18 省					
略					

40				決裁	区分	
組織	事務の	事項	知	Ш	厚決 者	Ĭ
名	種 類	→	事	部	局	室
			-	長	長	長
全	1 第	1~4 省略				
国	32回	5 その他第32回全国育樹祭の				
<u>育</u>	全国	開催 に関すること。				
<u>樹</u>	育樹					
祭	祭の					
室	開催					

糸	A	事和	多の					区分字決	
'	哉	種	類	事	項	知事	部長	局長	室長
=	È	1	第	1~4 省	略				
<u> </u>	国	3	2回	5 その他	第32回全国育樹祭の				
1	育	1	国全	開催準備	に関すること。				
<u>1</u>	討	Ī	育樹						
13/5	뜻	\$N.	発の						
1	튁	<u> </u>	開催						
1						1	ı	ı	1 1

省略

13 愛

媛県

県営

住宅

1~5 省略

築

住

宅

課

省略

13 愛

媛県

県営

住宅

1~5 省略

6 県営住宅駐車場の指定(第

23条の17第1項)

築

住

宅

課

管理	7 駐車場使用料の決定及び変	_	
条例	更(第23条の20第1項、第3		
の施	<u>項)</u>		
行に	8 県営住宅駐車場の明渡し請		
関す	求等(第23条の23第1項、第		
る事	3項、第4項)		
務	9 省略		
	_		
14 ~ 18			
省略			

別表第9(第4条関係)

知事の権限に属する出納局関係事務に係る特定決裁事項

		つ山船同関が事務に添る付たが	1		
			決	裁区	分
組	事務の		知	専決	各者
織	種類	事項	事	些	課
名				納局	長
				長	
出	1 愛媛県	1 会計検査の実施(第228			
納	会計規則	条)			
局	の施行に				
	関する事				
	務				
	2 愛媛県	1 証紙をもつて納付すべき			
	証紙条例	使用料及び手数料の範囲の			
	の施行に	決定(第2条)			
	関する事	2 証紙の返還又は交換の承			
	務	認(第7条)			
		3 証紙売りさばき人の指定			
		に係る告示等(愛媛県証紙			
		条例施行規則第5条)			
	3 地方自	1 決算及び決算関係書類を			
	治法の施	監査委員の審査に付するこ			
	行に関す	と(第233条第2項)。			
	る事務	2 認定決算の総務大臣への			
		報告及び要領の公表(第23			
		3条第6項)			
		3 指定金融機関等の指定等			
		(第235条第1項、地方自治			
		法施行令第168条、愛媛県会			
		計規則第192条)			
	4 愛媛県	1 普通物品の購入に関する			
	用品調達	こと(第6条)。			
	規則の施	(1) 予定価格 1 件1 000万円		_	
	行に関す	<u>以上</u>			
	る事務	(2) 予定価格 1 件1 000万円			
		未満			
	5 製造の	1 製造の請負等に係る競争			
	請負等に	入札の参加者の資格の認定			

管理	
条例	
の施	
行に	
関す	
る事	
務	6 省略
14 ~ 18	
省略	

別表第9(第4条関係)

知事の権限に属する出納局関係事務に係る特定決裁事項

			決	裁区分
組織名	事務の 種 類	事項	知事	専決者 出納局 [
出納局	1 愛媛県 会計規則の 施行に関す る事務	1 会計検査の実施(第228 条)		
	2 愛媛県 証紙条例 の施行に 関する事 務	1 証紙をもつて納付すべき 使用料及び手数料の範囲の 決定(第2条) 2 証紙の返還又は交換の承 認(第7条) 3 証紙売りさばき人の指定 に係る告示等(愛媛県証紙 条例施行規則第5条)		
	3 地方自 治法の施 行に関す る事務	1 決算及び決算関係書類を 監査委員の審査に付すること(第233条第2項)。 2 認定決算の総務大臣への 報告及び要領の公表(第233条 第6項) 3 指定金融機関等の指定等 (第235条第1項、地方自治 法施行令第168条、愛媛県会 計規則第192条)		

係る競争	(製造の請負等に係る競争		
入札参加	入札の参加者の資格及び資		
<u>資格審査</u>	格審査に関する要綱(平成		
に関する	8年2月愛媛県告示第192		
<u>事務</u>	号)第2条、第4条)		
	2 記載事項の変更並びに事		
	業の休止及び廃止の届出の		
	受理(製造の請負等に係る		
	競争入札の参加者の資格及		
	び資格審査に関する要綱第		
	6条第1項)		
6 旅費の	1 旅費の支出の集中処理業		
支出の集	務に関すること。		
中処理業			
務に関す			
る事務			

別表第10(第4条関係)

会計管理者の権限に属する事務に係る決裁事項

		決	裁区分
事務の 種類	事項	会計管	専決者
1至 大只		理者	出納員
1 ~ 3			
省略			

別表第10(第4条関係)

会計管理者の権限に属する事務に係る決裁事項

			決	裁区分
事務の 種類	事	項	会計管	専決者
1至 大祭			理者	出納員
1 ~ 3				
省略				

備考 旅費の支出の集中処理業務に係る支出負担行為の確認に関する事務に係るこの表1の部4の項(4) の適用については、 同表決裁区分の欄中「出納員」とあるのは、「行政システム改革課長」とする。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

○愛媛県訓令第8号

庁 中 一 般各 地 方 機 関

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(総務企画部各課の所掌事務)	(総務企画部各課の所掌事務)
第2条 省略	第2条 省略
2~5 省略	2~5 省略
6 総務県民室においては、第1項第8号、第9号、第13号から第	6 総務県民室においては、第1項第8号、第9号、第13号、第14
15号まで、第18号、第21号の4から第21号の23まで	<u>号</u> 、第18号、第21号の4 <u>及び第21号の6</u> から第21号の23まで

並びに第2項第2号、第4号、第8号及び第14号に掲げる事務並 びに次の事務を所掌する。

(1)~(6) 省略

7 省略

(産業経済部各課室の所掌事務)

第4条 省略

- (1)~(22) 省略
- ② 生産物の処理に関すること。
- (24) 省略
- 25) 省略
- 2 省略
- 3 地域農業室の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1)~(8) 省略
- (9) ほ場の管理及び運営に関すること (東予地方局今治支局、中 予地方局及び南予地方局本局に限る。)。
- 4~11 省略
- 12 第3項及び前項の規定にかかわらず、東予地方局今治支局の地域農業室においては、第1項第23号に規定する事務を所掌する。
- 13 省略
- 14 省略

(職務)

第12条 省略

- 2 3 省略
- 4 建設技術監は、上司の命を受け、土木事務所の所管に属する事務を統括する。
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略
- <u>11</u> 省略 <u>12</u> 省略
- 13 省略
- 14 省略
- 15 省略
- 16 省略
- 17 省略
- 18 省略
- 19 省略
- 20 省略
- 21 省略
- 22 省略
- 23 省略24 省略
- 25 省略
- 26 省略
- 27 省略
- 28 省略
- 29 省略
- 30 省略

並びに第2項第2号、第4号、第8号及び第14号に掲げる事務並 びに次の事務を所掌する。

(1)~(6) 省略

7 省略

(産業経済部各課室の所掌事務)

第4条 省略

- (1)~(22) 省略
- (23) 省略
- 24) 省略
- 2 省略
- 3 地域農業室の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1)~(8) 省略
- 4~11 省略
- 12 省略
- 13 省略

(職務)

第12条 省略

2 · 3 省略

- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略
- 11 省略
- 12 省略
- 13 省略
- <u>14</u> 省略 15 省略
- 16 省略
- <u>17</u> 省略
- 18 省略
- 19 省略
- 20 省略
- 21 省略
- 22 省略
- 23 省略
- 24 省略25 省略
- 26 省略
- 27 省略
- 28 省略
- 29 省略

- 31 省略
- 32 省略
- 33 省略

(地方局長に対する事務の委任)

第13条 省略

2 地方局長(中予地方局長以外の地方局長に提出された申請書又は旅券に係る第4号の4から第4号の10までの事務(第4号の5の事務のうち、知事が自ら処理することが適当であると認めたものを除く。)及び知事が受理した申請書に係る第4号の5の事務のうち知事が地方局長が処理することが適当であると認めたものにあつては、当該地方局長。ただし、一の地方局長が受理した申請書に係る同号の事務で、知事が他の地方局長が処理することが適当であると認めたものにあつては、当該他の地方局長)に委任する事務のうち、総務企画部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)~(23) 省略

- ②4 消費生活協同組合法第10条第3項の規定に基づく共済事業を 行う消費生活協同組合(以下この項において「組合」という。) に対する他の事業の承認に関すること(2以上の地方局の所管 区域にわたるものに関するものを除く。)。
- ② 消費生活協同組合法第12条第4項第2号及び第3号の規定に 基づく員外利用の許可に関すること(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)。
- 25の2 消費生活協同組合法第12条の2第3項において準用する 保険業法第305条の規定に基づく共済代理店に対する報告の徴収 及び立入検査に関すること(2以上の地方局の所管区域にわた るものに関するものを除く。)。
- 26 消費生活協同組合法<u>第40条第4項</u>の規定に基づく定款変更の 認可に関すること(2以上の地方局の所管区域にわたるものに 関するものを除く。)。
- ② 消費生活協同組合法第40条第6項の規定に基づく貸付事業規約の設定、変更又は廃止の認可に関すること(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)。
- ②8の2 消費生活協同組合法第50条の9の規定に基づく価格変動準備金の積立て及び取崩しに関する認可に関すること(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)。
- 28003 消費生活協同組合法第53条の4第1項の規定に基づく共済 契約に係る契約条件の変更の申出の承認に関すること(2以上の 地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)。
- 28の4 消費生活協同組合法第53条の10第1項及び第3項の規定に基づく共済調査人の選任及び解任に関すること(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)。
- 28の5 消費生活協同組合法第53条の13第1項の規定に基づく議決 に係る契約条件の変更の承認に関すること(2以上の地方局の所 管区域にわたるものに関するものを除く。)。
- 図の6 消費生活協同組合法第53条の17第2項及び第53条の19第2 項の規定に基づく共済事業兼業組合等の議決権の保有の承認に関すること(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)。
- 28の7 消費生活協同組合法第93条の規定に基づく業務又は会計の

- 30 省略
- 31 省略
- 32 省略

(地方局長に対する事務の委任)

第13条 省略

2 地方局長(中予地方局長以外の地方局長に提出された申請書又は旅券に係る第4号の4から第4号の10までの事務(第4号の5の事務のうち、知事が自ら処理することが適当であると認めたものを除く。)及び知事が受理した申請書に係る第4号の5の事務のうち知事が地方局長が処理することが適当であると認めたものにあつては、当該地方局長。ただし、一の地方局長が受理した申請書に係る同号の事務で、知事が他の地方局長が処理することが適当であると認めたものにあつては、当該他の地方局長)に委任する事務のうち、総務企画部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)~(23) 省略

(24)及び(25) 削除

- (26) 消費生活協同組合法<u>第43条第3項</u>の規定に基づく定款変更の 認可に関すること(2以上の地方局の所管区域にわたるものに 関するものを除く。)。
- ② 消費生活協同組合法第43条第4項の規定に基づく同法第26条 の3に係る規約の設定、変更又は廃止の認可に関すること(2 以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)。
- ② 消費生活協同組合法第12条第3項の規定に基づく員外利用の 許可に関すること(2以上の地方局の所管区域にわたるものに 関するものを除く。)。

状況に関する報告の徴収に関すること(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)。

- 28の8 消費生活協同組合法第93条の2の規定に基づく組合員等に関する報告の徴収に関すること(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)。
- 28の9 消費生活協同組合法第93条の3第1項及び第2項の規定に 基づく業務又は会計の状況に関する報告又は資料の提出の要求に 関すること(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するも のを除く。)。
- ②8010 消費生活協同組合法<u>第94条第1項から第5項まで</u>の規定に 基づく業務又は会計の状況の検査に関すること(2以上の地方局 の所管区域にわたるものに関するものを除く。)

(29)~(115) 省略

- (116) 愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費 負担に関する条例第4条の規定に基づく愛媛県議会議員の選挙に おける選挙運動用自動車の使用に係る公費の支出に関すること。
- (III) 愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費 負担に関する条例第11条の規定に基づく愛媛県議会議員の選挙に おける選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支出に関すること。
- 3・4 省略
- 5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に 定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。
- (1)~(69)の3 省略
- (例)の4 愛媛県県営住宅管理条例第23条の18第1項の規定に基づく 県営住宅駐車場の使用の許可に関すること。
- 690の5 愛媛県県営住宅管理条例第23条の18第2項の規定に基づく 県営住宅駐車場の変更の使用の許可に関すること。
- 69の6 愛媛県県営住宅管理条例第23条の18第3項の規定に基づく 県営住宅駐車場の変更の届出の受理に関すること。
- 69の7 愛媛県県営住宅管理条例第23条の19の規定に基づく県営住宅駐車場の使用者の選考に関すること。
- 60の8 愛媛県県営住宅管理条例第23条の20第2項の規定に基づく 駐車場使用料の徴収に関すること。
- 69の9 愛媛県県営住宅管理条例第23条の21の規定に基づく県営住宅駐車場の使用の承継に関すること。
- 69の10 愛媛県県営住宅管理条例第23条の22の規定に基づく県営 住宅駐車場の明渡しの確認に関すること。
- 69の11 愛媛県県営住宅管理条例第23条の25において準用する同 条例第10条の規定に基づく駐車場使用料の猶予又は減免に関す ること。
- (70)・(71) 省略
- (71)の2 愛媛県県営住宅管理条例施行規則第12条の9の規定に基づく県営住宅駐車場の使用決定の通知に関すること。

(72)~(76) 省略

6 省略

(地方局長の専決事項)

第14条 省略

- 2~4 省略
- 5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 省略
- (2) 省略

②802 消費生活協同組合法<u>第94条</u> の規定に 基づく業務又は会計の状況の検査に関すること(2以上の地方局

の所管区域にわたるものに関するものを除く。)。

(29)~(115) 省略

- 3・4 省略
- 5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に 定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。
- (1)~(69)の3 省略

(70)・(71) 省略

(72)~(76) 省略

6 省略

(地方局長の専決事項)

第14条 省略

- 2~4 省略
- 5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 省略
- (2) 中小企業退職金共済法に基づく証明に関すること。
- (3) 省略

第1950号外 5

(3) 省略

(4)~(52) 省略

(支局長の専決事項)

第15条 支局長の専決すべき事項のうち、総務県民室に関する事項 は、次に掲げるとおりとする。

(1)~(7) 省略

- (8) 災害対策本部地方局支部の設置及び解散に関すること。
- 2 支局長の専決すべき事項のうち、健康福祉環境部に関する事項 は、広域にわたる災害救護活動の連絡調整に関することとする。 (土木事務所長等の専決事項)

第16条 省略

(1)~(13)の75 省略

(13)の76 愛媛県県営住宅管理条例第23条の18第1項の規定に基づく県営住宅駐車場の使用の許可に関すること。

130の77 愛媛県県営住宅管理条例第23条の18第2項の規定に基づく県営住宅駐車場の変更の使用の許可に関すること。

(3)の78 愛媛県県営住宅管理条例第23条の18第3項の規定に基づく県営住宅駐車場の変更の届出の受理に関すること。

(3)の79 愛媛県県営住宅管理条例第23条の19の規定に基づく県営住宅駐車場の使用者の選考に関すること。

(3)の80 愛媛県県営住宅管理条例第23条の20第2項の規定に基づく駐車場使用料の徴収に関すること。

(33)の81 愛媛県県営住宅管理条例第23条の21の規定に基づく県営 住宅駐車場の使用の承継に関すること。

(3)の82 愛媛県県営住宅管理条例第23条の22の規定に基づく県営住宅駐車場の明渡しの確認に関すること。

(13)の83 愛媛県県営住宅管理条例第23条の25において準用する同 条例第10条の規定に基づく駐車場使用料の猶予又は減免に関す ること。

(13)の84 省略

(13)の85 省略

(13)の86 愛媛県県営住宅管理条例施行規則第12条の9の規定に基

づく県営住宅駐車場の使用決定の通知に関すること。

(13)の87 省略

(13)の88 省略

(14)~(33) 省略

(3)の2 省略

(4)~(52) 省略

(支局長の専決事項)

第15条 支局長の専決すべき事項のうち、総務県民室に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)~(7) 省略

(土木事務所長等の専決事項)

第16条 省略

(1)~(13)の75 省略

13)の76 省略

(13)の77 省略

13)の78 省略

(13)の79 省略

(14)~(33) 省略

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

○愛媛県訓令第9号

各地方機関

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(代決者) 第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。	(代決者) 第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。

豆 八	****	代》	快者
区分	決裁者	第1次代決者	第2次代決者
局長の権限	省略		
に属する事			
務			
支局長の権	支局長	課長、室長	課長補佐、室長補
限に属する			<u>佐</u>
事務			
省略			

2 省略

別表第1(第4条関係)

局長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

问及切住民区	- 禺90争份には0一枚共進伏私争り	Η.		
		決	裁区	分
事務の	 	局	専決	大者
種 類	尹		部	課
		長	長	長
1 ~ 8				
省略				
9 補助	1 愛媛県補助金等交付規則の施			
金等に	行に関すること。			
関する	(1)~(9) 省略			
事務	(10) 身分証明書の交付(第24条			
	第2項)			
10 要綱	1 指定、認定、許可、認可、承			
<u>その他</u>	認、届出、報告等に関すること。			
の規程	(1) 特に重要なもの	_		
で公表	(2) 重要なもの			
<u>を要し</u>				
<u>ないも</u>				_
<u>のの施</u>				
行に関				
<u>する事</u>				
<u>務</u>				
11 省略				

備考 1・2 省略

- 3 総務県民室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規 定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあ るのは、「室長」とする。
 - (1) 1の部6の項から8の項まで
 - (2) 4の部1の項(1)オ及び(3)並びに2の項
- (3) 5の部3の項
- (4) 6の部1の項
- (5) 8 の部 1 の項(3)、3 の項(2)及び(3)、4 の項(2)及び(3)並び に 5 の項
- (6) 11の部3の項
- 4 福祉室、商工観光室、支局商工観光室、地域農業室、 産地育成室、企画検査室、支局地域農業室又は支局産地 育成室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適 用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるの は、「室長」とする。

N/A	****	代涉	快者
区分	決裁者	第1次代決者	第2次代決者
局長の権限	省略		
に属する事			
務			
省略			

2 省略

別表第1(第4条関係)

局長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

		決	裁区	分
事務の	 	局	局専決	大者
種 類			部	課
		長	長	長
1 ~ 8				
省略				
9 補助	1 愛媛県補助金等交付規則の施			
金等に	行に関すること。			
関する	(1)~(9) 省略			
事務				
10 省略				

備考 1・2 省略

!	抽

産地育成室、企画検査室、支局地域農業室又は支局産地 育成室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適 用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるの は、「室長」とする。

- (1)~(4) 省略
- (5) 10の部1の項(3)
- (6) 省略
- 5 この表8の部の適用については、支局商工観光室に属 する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用について は、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」と し、支局地域農業室及び支局産地育成室に属する事務に 係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決 裁区分の欄中「課長」とあるのは「支局地域農業室長」 <u>とする。</u>
 - (1) 1の項(3)
 - (2) 2の項(3)
 - (3) 3の項(3)、(5)、(8)、(11)及び(12)
- (4) 4の項(3)、(5)、(8)、(11)及び(12)
- (5) 5の項
- 6 省略

別表第2(第4条関係)

局長の権限に属する総務企画部関係事務に係る特定決裁事項

決裁区分

			沃	衣仏区	ת
組織	事務の	事項	局	専決	大者
名	種類	- "	長	部長	課長
総	1 ~ 24				
務	省略				
県	25 消費	1 共済事業を行う消費生活協			
民	生活協	同組合 (以下この部において			
課	同組合	「組合」という。) に対する			
	法の施	他の事業の承認(第10条第3			
	行に関	<u>項)</u>			
	する事	2 員外利用の許可(第12条第		_	
	務	4項第2号、第3号)			
		3 共済代理店に対する報告の		_	
		徴収及び立入検査(第12条の			
		2第3項、保険業法第305条)			
		<u>4</u> 定款変更の認可 (<u>第40条第</u>			
		4項、第7項、第59条第1項			
		<u>から第3項まで</u>)			
		<u>5</u> <u>共済事業規約</u> の設定、変			
		更又は廃止の認可 (<u>第40条第</u>			
		<u>5項</u>)			
		6 貸付事業規約の設定、変更		_	
		又は廃止の認可(第40条第6			
		<u>項)</u>			
		7 価格変動準備金の積立て及			
		び取崩しに関する認可(第50			
		条の9)			
		8 共済契約に係る契約条件の			
		変更の申出の承認 (第53条の			
i e	i	1	1		ı I

(1)~(4) 省略

(5) 省略

4 省略

別表第2(第4条関係)

4 0			決	裁区	分
組織	事務の	事項	局	専決	大者
名	種類		長	部長	課長
総	1 ~ 24				
務	省略				
県	25 消費				
民	生活協				
課	同組合				
	法の施				
	行に関				
	する事				
	務				
)			
		— ———— 更又は廃止の認可 (第43条第			
		 <u>4項</u>)			
		3 員外利用の許可(第12条第			
		3項)		_	

<u> </u>	20年3月31日		坂		T X	第195	0号外 5	
	4第1項)							
	9 共済調査人の選任及び解任		-					
	(第53条の10第1項、第3項)							
	10 議決に係る契約条件の変更							
	の承認 (第53条の13第1項)							
	11 共済事業兼業組合等の議決							
	権の保有の承認(第53条の17							
	第2項、第53条の19第2項)							
	12 業務又は会計の状況に関す	_						
	る報告の徴収(第93条)							
	13 組合員等に関する報告の徴	_						
	収(第93条の2)							
	14 業務又は会計の状況に関す	_						
	る報告又は資料の提出の要求							
	(第93条の3第1項、第2項)							
	15 業務又は会計の状況の検査					4 業務又は会計の状況の検査		
	(第94条第1項から第5項ま					(第94条		
	<u>で</u>)					_)		
26 省略					26 省略			
27 男女					27 男女	1・2 省略		
共同参	3 万久八円夕田に関する内庭				共同参	3 男女共同参画に関する問題		
画に関	07.E.MINIE				画に関	の連絡調整 <u>省略</u>		
する施 策の企					する施 策の企			
泉の正					一原の正画及び			
調整に					調整に			
関する					関する			
事務					事務			
				=	28 省資	1 省資源・省エネルギー運動		
					源・省	の推進		
					<u>エネル</u>			
					<u>ギー運</u>			
					動の推			
					進に関			
					<u>する事</u>			
20 (1277)				}	務 20 少蚊			
28 省略 29 省略				}	29 省略			
30 省略				}	30 省略 31 省略			
31 省略					32 省略			
32 省略				}	33 省略			
33 省略				}	34 省略			
34 省略				}	35 省略			
35 省略]	}	36 省略			
36 省略				}	37 省略			
37 省略			-	}	38 省略			
38 省略]	}	39 省略			
39 省略				}	<u>40</u> 省略			

<u>40</u>	省略		
<u>41</u>	省略		
<u>42</u>	省略		
<u>43</u>	省略		

構考 1 総務県民室においては、この表3の部1の項、3の項及び4の項、4の部、5の部、7の部2の項(1)から(3)まで及び3の項、8の部1の項(2)及び3の項、11の部2の項、4の項から6の項まで及び8の項から10の項まで、14の部1の項、29の部1の項(2)、30の部1の項(2)、32の部1の項、34の部、35の部2の項並びに37の部2の項に掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「総務県民室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「監禁」として、同表の規定を適用する。
2 総務県民室においては、この表7の部1の項及び2の項(4)、8の部1の項(1)並びに35の部3の項に掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「総務県民室」とし、同表決裁区分の欄中「局長」及び「部長」とあるのは「支局長」として、同表の規定を適用する。

別表第3(第4条関係)

局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項

40			決裁区分		
組織	事務の	事項	局	専決	大者
名	種類	ਹਾਂ ***	長	部長	課長
企	1 ~ 17				
画	省略				
課					

備考 東予地方局今治支局及び南予地方局八幡浜支局においては、 この表1の部2の項に掲げる事務については、同表決裁区分の 欄中「部長」とあるのは、「支局長」として、同表の規定を適 用する。

45			決裁区分		
組織	事務の	事項	局	専決	大者
名	種類	7 7	長	部長	課長
地	1 • 2				
域	省略				
福	3 障害	1・2 省略			
祉	者自立	3 指定障害福祉サービス事業			
課	支援法	者に関すること。			
	の施行	(1)~(3) 省略			
	に関する事務	(4) 指定に係る事項の変更又			
	の事物	は事業の廃止、休止若しく			
		は再開の届出の <u>受理</u> (第46			
		条第1項)			
		(5)~(9) 省略			
		4~11 省略			

<u>41</u>	省略		
<u>42</u>	省略		
<u>43</u>	省略		
<u>44</u>	省略		

備考 総務県民室においては、総務県民課の表3の部1の項、3
の項及び4の項、4の部、7の部、8の部1の項及び3の項、
10の部2の項、4の項から6の項まで及び8の項から10の項まで、13の部1の項、30の部1の項、31の部1の項、33の部1の項、35の部、36の部2の項及び3の項並びに38の部2の項に掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「総務県民室」とし、同表決裁区分の欄中「局長」及び「部長」とあるのは「支局長」と、「課長」とあるのは「室長」として、同表の規定を適用する。

別表第3(第4条関係)

局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項

40			決裁区分			
組織	事務の	事	項	局	専決	各
名	種類	.	~	長	部長	課長
企	1 ~ 17					
画	省略					
課						

40			決裁区分		分
組織	事務の	事項	局	専決	大者
名	種類		長	部長	課長
地	1 • 2				
域	省略				
福	3 障害	1・2 省略			
祉	者自立	3 指定障害福祉サービス事業			
課	支援法	者に関すること。			
	の施行	(1)~(3) 省略			
	に関す る事務	(4) 指定に係る事項の変更又			
	2710	は事業の廃止、休止若しく			
		は再開の届出の <u>処理</u> (第46			
		条第1項、第51条第2項)			
		(5)~(9) 省略			
		4~11 省略			

4 • 5				
省略				
6 知的	1・2 省略			
障害者				
福祉法				
の施行				
に関す				
る事務				
7 児童	1 省略			
福祉法	2 指定知的障害児施設等に関			
の施行	すること。			
に関す	(1)~(8) 省略			
る事務	(9) 措置命令(第24条の16第			
	3項)			
	(10) 省略			
	3~5 省略			
8 ~ 27				
省略				
	省略6障福のにる7福のにる7福のにる827	省略 6 知的 1・2 省略 障害者 福祉法 の施行 に関す る事務 7 児童 1 省略 福祉法 の施行 に関す る事務 7 児童 1 省略 2 指定知的障害児施設等に関すること。 に関する事務 (9) 措置命令(第24条の16第3項) (10) 省略 3 ~ 5 省略	省略 6 知的 1・2 省略	省略 6 知的 1・2 省略 障害者 福祉法 の施行 に関す る事務 7 児童 1 省略 2 指定知的障害児施設等に関する事務 (1)~(8) 省略 (9) 措置命令(第24条の16第3項) (10) 省略 3~5 省略

4 • 5			
省略			
6 知的	1・2 省略		
障害者	3 療育手帳(療育手帳交付要		
福祉法	綱(昭和48年11月13日制定)		
の施行	第5)		
に関す			
る事務			
7 児童	1 省略		
福祉法	2 指定知的障害児施設等に関		
の施行	すること。		
に関する事務	(1)~(8) 省略		
る事物	(9) 措置命令(第24条の16第		
	3 項 <u>、第 4 項</u>)		
	(10) 省略		
	3 ~ 5 省略		
8 ~ 27			
省略			

組			決	裁区分	
織	事務の	事 項	局	専治	大者
名	程 類 名		長	部長	課長
健	1 ~ 5				
康	省略				
増					
進					
課					
	6 障害	1 当該職員の証の交付(第9		_	
	者自立	条第2項、第10条第2項、第			
	支援法	11条第3項、第66条第2項)			
	の施行				
	に関す				
	る事務				

4 0				決	決裁区分		
組織	事務の	事	項	局	専決	大者	
名	種類	.		長	部長	課長	
健	1 ~ 5						
康	省略						
増							
進							
課							

別表第4(第4条関係)

局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項

4	組	重発の		決裁区分		
4	織	事務の	 事 項	局 -	専決者	
		種 類			部	室
	名			長	長	長
ī	商	1 商工	1 工場立地法に基づく諸報告			_
:	Ι	業及び	に関すること。			
í	観	観光事	2~8 省略			
;	光	業の振				
3	室	興に関				
		する事				
		務				
- 1						

別表第4(第4条関係)

局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項

Ė						
	組	事務の			裁区	
	織名	種類	事項	局長	部長	室長
ľ	商	1 商工	1 工場立地法に基づく諸報告		_	
	I	業及び	に関すること。			
	観	観光事	2~8 省略			
	光	業の振				
	室	興に関				
		する事				
		務				
1						

2 • 3			
省略			
4 商工	1 商工会に関すること。		
会法の	(1)~(4) 省略		
施行に	(5) 報告の徴収及び立入検査		
関する	(第50条第1項、第60条、		
事務	政令第6号)		
	(6)~(12) 省略		
5 商工	1~8 省略		
会議所	9 報告の徴収及び立入検査(第		_
法の施	58条第1項、第84条、政令第7		
行に関	条第1項第6号)		
する事	10~12 省略		
務			
6 ~ 17			
省略			

備考 東予地方局今治支局及び南予地方局八幡浜支局においては、この表1の部1の項から3の項まで、6の項、4の部1の項5 号、5の部9の項、9の部、12の部1の項(6)、(7)、(9)及び(16)の規定

を適用する。

	週用りる。		決	裁区	 分
組織	事務の 種 類	事項	局	専決	快者
名	作		長	部長	課長
農	1~3省				
村	略				
整	4 土地	1~5 省略			
備	改良法	6 土地改良事業計画に対する			
課	の施行	異議の申出に係る決定(第9			
	に関す	条第 1 項 <u>、第 2 項</u> 、第48条第			
	る事務	9項、第84条、第96条の2第			
		5項、第96条の3第5項)			
		7~14 省略			
		15 土地改良施設の管理規程の			
		認可及び管理規程の変更又は			
		廃止の認可(第57条の2第1			
		項、第 3 項、第 4 項、第84条、			
		<u>第96条の4</u>)			
		16~24 省略			
	5 ~ 8				
	省略				

- 備考 1 <u>本局の</u>農村整備第一課及び農村整備第二課の決裁事項に ついては、本局農村整備課の例による。
 - 2支局の農村整備課、農村整備第一課及び農村整備第二課においては、この表 2 の部、3 の部、4 の部 3 の項から 7の項まで及び12の項から21の項まで並びに5 の部から7 の部までの規定を適用する。

2 • 3			
省略			
4 商工	1 商工会に関すること。		
会法の	(1)~(4) 省略		
施行に	(5) 報告の徴収及び立入検査	_	
関する	(第50条第1項、第60条、		
事務	政令第6号)		
	(6)~(12) 省略		
5 商工	1~8 省略		
会議所	9 報告の徴収及び立入検査(第	_	
法の施	58条第1項、第84条、政令第7		
行に関	条第1項第6号)		
する事	10~12 省略		
務			
6 ~ 17			
省略			

備考 東予地方局今治支局及び南予地方局八幡浜支局においては、この表1の部1の項から3の項まで、6の項及び7の項、2の部5の項及び9の項、5の部1の項、7の部1の項並びに9の部4の項、6の項、7の項、9の項、16の項及び17の項の規定を適用する。

	週用する。				
45			決	裁区	分
組織	事務の 種 類	事 項		専決	十十十二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十
名		क १५	局長	部長	課長
農	1~3省				
村	略				
整	4 土地	1~5 省略			
備	改良法	6 土地改良事業計画に対する			
課	の施行	異議の申出に係る決定(第9			
	に関す	条第 1 項、第48条第			
	る事務	9項、第84条、第96条の2第			
		5項、第96条の3第5項)			
		7~14 省略			
		15 土地改良施設の管理規程の			
		認可及び管理規程の変更又は			
		廃止の認可(第57条の2第1			
		項、第3項、第4項、第84条_			
)			
		16~24 省略			
	5 ~ 8				
	省略				

- 備考 1 _____農村整備第一課及び農村整備第二課の決裁事項に ついては、本局農村整備課の例による。
 - 2 東予地方局今治支局

においては、この表 2 の部、 3 の部、 4 の部 3 の項から 7 の項まで、12の項から14の項まで及び16の項から21の項まで 並びに 5 の部から 7 の部までの規定を適用する。

組織名	事務の種 類	事項	局長	裁区 専済 部 長	
森林林業	1~6省略7県営	1 省略			
課	林経営 事業に 関する 事務	2 指名業者の選定 (1) 1件の設計金額が2 000万円以上のもの (2) 1件の設計金額が1 000万円以上2 000万円未満のもの	_		
		(3) 1件の設計金額が1,000万 円未満のもの 3~6 省略			_
	8 ~ 19 省略				

備考 省略

別表第5(第4条関係)

局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項

40			決	裁区	分
組織	事務の	事項	局	専決	大者
名	種類		長	部 長	課長
建	1 愛媛	1~17 省略			
築	県県営	18 県営住宅駐車場の使用許可		-	
指導	住宅管理名例	(第23条の18第1項)			
課	理条例 の施行	19 県営住宅駐車場の使用変更 の許可(第23条の18第2項)		_	
	に関す				
	る事務	20 県営住宅駐車場の使用変更 の届出書の受理(第23条の18 第3項)			_
		21 県営住宅駐車場使用者の選 考(第23条の19)			
		22 県営住宅駐車場使用料の徴 収(第23条の20第2項)			_
		23 県営住宅駐車場の使用の承 継の承認 (第23条の21)		l	
		24 県営住宅駐車場の明渡しの 届出の処理(第23条の22)			_
		25 駐車場使用料の猶予又は減 免(第23条の25)		_	
		26 省略			
	2 愛媛	1~6 省略			
	県県営 住宅管	7 県営住宅駐車場の使用決定の通知(第12条の9)			_

45						決	裁区	分
組織	事務の		事		項	局	専決	十
名	種類		-			長	部長	課長
森	1 ~ 6							
林	省略							
林	7 県営	1	省略					
業	林経営	2	指名業者の	選定				_
課	事業に							
	関する							
	事務							
		3 ~	6 省略					
	8 ~ 19							
	省略							

備考 省略

別表第5(第4条関係)

局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項

40		決裁区分					分
組織名	事務の 種 類	事	項		局長	事》 部 長	· 課 長
建	1 愛媛	1~17 省曜	各				
築	県県営						
指	住宅管						
導	理条例						
課	の施行						
	に関す						
	る事務						
		<u>18</u> 省略					
	2 愛媛	1~6 省画	各 ————————————————————————————————————				
	県県営						
	住宅管						

	理条例	8 県営住宅駐車場の返還の届		_
	施行規	出書の受理 (第12条の12)		
	則の施	9 駐車場使用料の猶予又は減		
	行に関	免の事由を証する書類の受理		
	する事	(第12条の13第2項)		
	務	10 省略		
	3 ~ 14			
	省略			

別表第7(第4条関係)

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

エル	土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項 									
			決裁	区分						
組織な	事務の 種 類	事項	所	専決者						
名			長	課長						
用	1~37 省									
地	略									
管	38 愛媛県	1~17 省略								
理	県営住宅	18 県営住宅駐車場の使用許可	_							
課	管理条例	(第23条の18第1項)								
	の施行に	19 県営住宅駐車場の使用変更	_							
	関する事	の許可 (第23条の18第2項)								
	務	20 県営住宅駐車場の使用変更		_						
		の届出書の受理 (第23条の18								
		第3項)								
		21 県営住宅駐車場使用者の選	_							
		考 (第23条の19)								
		22 県営住宅駐車場使用料の徴								
		収(第23条の20第2項)								
		23 県営住宅駐車場の使用の承	_							
		継の承認(第23条の21)								
		24 県営住宅駐車場の明渡しの								
		届出の処理(第23条の22)								
		25 駐車場使用料の猶予又は減	_							
		免 (第23条の25)								
		26 省略								
	39 愛媛県									
	県営住宅									
	管理条例	<u>/ </u>		_						
	施行規則	8 県営住宅駐車場の返還の届								
	の施行に	出書の受理(第12条の12)		_						
	関する事	9 駐車場使用料の猶予又は減								
	務	タの事由を証する書類の受理		_						
		(第12条の13第2項)								
		10 省略								
	40~49 省									
	40 ~ 49 自 略									

理条例			
施行規			
則の施			
行に関			
する事			
務	7 省略		
3 ~ 14			
省略			

別表第7(第4条関係)

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

	事務の 種 類		決裁区分		
組織名		事項	所	専決者	
			長	課長	
用	1~37 省				
<u> </u>	略				
	38 愛媛県	1~17 省略			
理	県営住宅				
課	管理条例				
	の施行に				
	関する事				
	務				
		<u>18</u> 省略			
	39 愛媛県	1~6 省略			
	県営住宅				
	管理条例				
	施行規則				
	の施行に				
	関する事				
	務				
		<u>7</u> 省略			
	40~49 省				
	略				
 考	当略		1		

備考 省略

備考 省略

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

○愛媛県訓令第10号

組 織

名

環

境 保 全 課 事務の種類

1~17 省略

庁 中 一 般 各地方機関

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

平成20年3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県保健所処務規程(昭和26年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(分掌事務)	(分掌事務)
32条 保健所(四国中央保健所を除く。)の各課の分掌事務は、	第2条 保健所(四国中央保健所を除く。)の各課の分掌事務は、
次のとおりとする。	次のとおりとする。
企画課 省略	企画課 省略
検査室(西条保健所及び宇和島保健所に限る。) 省略	検査室(西条保健所及び宇和島保健所に限る。) 省略
健康増進課	健康増進課
(1)~(14) 省略	(1)~(14) 省略
	(15) 老人保健に関すること(医療を除く。以下同じ。)。
(15) 省略	(16) 省略
生活衛生課 省略	生活衛生課 省略
環境保全課	環境保全課
(1)~(6) 省略	(1)~(6) 省略
(7) 伊方原子力発電所の安全監視に関すること(八幡浜保健所に	(7) 原子力発電所の環境監視 に関すること(八幡浜保健所に
限る。)。	限る。)。
四国中央保健所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。	2 四国中央保健所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。
企画課 省略	企画課 省略
保健課	保健課
(1)~(14) 省略	(1)~(14) 省略
	位 老人保健に関すること。
<u>(15)</u> 省略	<u>(16)</u> 省略
衛生環境課 省略	衛生環境課 省略
(代決)	(代決)
37条 保健所においては、次に掲げる者が代決する。	第7条 保健所においては、次に掲げる者が代決する。
(1) 省略	(1) 省略
(2) 所長及び企画課長が不在のときは、主務課長(原子力安全室	② 所長及び企画課長が不在のときは、主務課長
にあつては、室長)	
 表 (第4条、第6条関係)	別表 (第4条、第6条関係)
所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項	所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

決裁区分

長 長

課

項

が、人の一直の一つかり。									
組				決裁区分					
織	事務の種類	事	項	所	課				
名				長	長				
環	1~17 省略								
境									
保									
全									
課									

備考 省略 組 織 事 項 事務の種類

<u>決裁区分</u> <u>所</u> 室 <u>名</u> 長 長 原 1 伊方原子 1 伊方原子力発電所に係る環 子 力発電所の 境放射線の監視等の実施及び 報告等に関すること。 力 安全監視に 安 関する事務 2 伊方原子力発電所への立入 全

調査に関すること。

備考 省略

(愛媛県立衛生環境研究所処務規程の一部改正)

室

第2条 愛媛県立衛生環境研究所処務規程(昭和28年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(分掌事務)	(分掌事務)
第2条 省略	第2条 省略
総務調整課	総務課
<u>管理係</u>	庶務係
(1)~(8) 省略	(1)~(8) 省略
(9) 試験研究に係る調整及び管理に関すること。	
⑪ 他の試験研究機関との連携の推進に関すること。	
(11) 省略	(9) 省略
衛生研究課 省略	衛生研究課 省略
環境研究課	環境研究課
環境監視室	環境監視室
省略	省略
環境監視科	環境監視科
(1)~(5) 省略	(1)~(5) 省略
(6) 有害化学物質に係る調査研究に関すること。	
環境科学室	環境科学室
資源環境科 省略	資源環境科 省略
	環境化学科
	(1) ダイオキシン類の監視、調査、測定及び検査に関する
	こと。_
	(2) ダイオキシン類に係る試験研究に関すること。
	(3) 有害化学物質(ダイオキシン類を除く。)に係る調査
	研究に関すること。_
省略	
環境調査課	環境調査課
	放射能研究室
省略	
(職務)	(職務)
第3条 省略	第3条 省略
2~6 省略	2~6 省略
7 課長補佐は、課長を補佐する。	
8 省略	
_	8 専門研究員は、上司の命を受け、多岐にわたる分野における技
	術的専門的な試験、研究及び調査の業務を掌理する。
9~13 省略	9~13 省略

(事務代決)

第4条 省略

- 2 所長及び副所長が共に不在のときは、総務調整課長が代決する。
- 3 所長、副所長及び<u>総務調整課長</u>が共に不在のときは、あらかじ め所長の指定した課長が代決する。

4 省略

(事務代決)

第4条 省略

- 2 所長及び副所長が共に不在のときは、総務課長 が代決する。
- 3 所長、副所長及び<u>総務課長</u>が共に不在のときは、あらかじめ所長の指定した課長が代決する。
- 4 省略

(地方局において行う建設業法に関する事務の取扱要領の一部改正)

第3条 地方局において行う建設業法に関する事務の取扱要領(昭和30年愛媛県訓令第7号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 īF 後 īF 前 (手数料の収納) (手数料の収納) 第2条 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第 第2条 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第 5条により、知事に対する許可の申請(許可の更新の申請を含む。 5条により、知事に対する許可の申請(許可の更新の申請を含む。 以下同じ。)があつた場合は、許可申請書又は許可更新申請書(以 以下同じ。)があつた場合は、許可申請書又は許可更新申請書(以 下「許可申請書等」という。)の正本に所定の収入証紙をちよう 下「許可申請書等」という。)の1通に所定の収入証紙をちよう 付させなければならない。 付させなければならない。 2 省略 2 省略 (収入証紙ちよう付済証印) (収入証紙ちよう付済証印) 第3条 前条第1項の規定により収入証紙のちよう付があつたとき 第3条 前条第1項の規定により収入証紙のちよう付があつたとき は、愛媛県証紙条例施行規則(昭和39年愛媛県規則第42号)第4 は、愛媛県証紙条例施行規則(昭和39年愛媛県規則第42号)第4 条に掲げる手続を行わなければ 条に掲げる手続を行い、他の許可申請書等1通に収入証紙ちよう ならな 付済証印 (様式第1号)及び取扱責任者印を押さなければならな 61. (申請書類の審査) (申請書類の審査) 第6条 申請書類は、次の各号に例示するところにより審査し、な 第6条 申請書類は、次の各号に例示するところにより審査し、な るべく実地について、その実体を確認しなければならない。 るべく実地について、その実体を確認しなければならない。 (1)~(3) 省略 (1)~(3) 省略 (4) 法第6条第3号の使用人数については、賃金、給料計算表、 (4) 法第6条第3号の使用人数については、賃金、給料計算表、 給与支払関係書類及び雇用契約書等により 給与支払関係書類及び雇傭契約書等により、営業用機械器具に 照合すること。 ついては固定資産台帳により照合すること。 (5) 省略 (5) 省略 (許可申請書の進達) (許可申請書の進達) **第8条** 許可申請書は、速やかに 審査を行い 、土木事務所で審 第8条 許可申請書は、すみやかに審査を行ない、 査を行つた当該申請が許可に必要なすべての要件を具備するもの 当該申請が許可に必要なすべての要件を具備するもの であると認めるときは、副申書(別記様式)を添付して地方局 であると認めるときは、副申書(様式第2号)を添付して 長に進達しなければならない。 進達しなければならない。 様式第1号 収入証紙ちよう付済証 取 扱 者 印 別記様式 (第8条関係) 副申書 様式第2号(第8条関係) 省略 地方局長 樣 愛媛県知事 樣 土木事務所長 印 土木事務所長 $^{\odot}$

省略

(愛媛県公印規程の一部改正)

省略

第4条 愛媛県公印規程(昭和34年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

前

改 正 後 改 正

(公印の種類)

第2条 公印は、職印及び庁印の2種とし、次に掲げるとおりとする

(1) 職印

省略

省略

(2) 省略

2 省略

別表1(第4条関係)

第一 省略

第二 寸法

公印の種類	寸法 方(ミリメートル)
職印	
省略	
庁印 省略	

別表2(第3条関係)

専用公印

種別	管守場所	数	専用区分
知 事 印	消防防災安全課	√ L> m dz	
Εl1		省略	
	東予地方局	省略	
		2	県税証紙売りさばき人指定用
		省略	
		2	農林漁業共同化資金用
		省略	
		2	土地改良登記用
		2	沿岸漁業改善資金用
		2	漁業経営維持安定資金用
		2	漁船登録、指定漁船調書確認
			用
		2	漁業許可用
		2	遊漁船業者登録用
		省略	
		<u>3</u>	狩猟免状用
		2	公用車継続車検申請用
		3	土木用地登記用
	1	1	

(公印の種類)

第2条 公印は、職印及び庁印の2種とし、次に掲げるとおりとする。

(1) 職印

省略

小作主事印

省略

(2) 省略

2 省略

別表1(第4条関係)

第一 省略

第二 寸法

公印の種類	寸法 方(ミリメートル)
職印	
省略	
小作主事印	<u>18</u>
省略	
庁印 省略	

別表2(第3条関係)

専用公印

		専用を	SED SED
種別	管守場所	数	専用区分
知 事	消防防災安全課	1	火薬類取扱許可証用
ED		省略	
	農政課	<u>33</u>	自作法登記用
		1	農地統制用
	森林整備課	1	入会林野近代化法登記用
	西条地方局	省略	
		1	県税証紙売りさばき人指定用
		1	高圧ガス容器許可用
		省略	
		1	農林漁業共同化資金用
		省略	
		1	土地改良登記用
		1	土地改良事業用地等取得、補
			<u>償用</u>
		1	沿岸漁業改善資金用
		1	漁業経営維持安定資金用
		1	漁船登録、指定漁船調書確認
			用
		1	漁業許可用
		1	遊漁船業者登録用
		省略	
		2	狩猟免状用
		1	公用車継続車検申請用
		1	土木用地登記用

		平成20年3月3	<u>' </u>	<u>&</u>	<i>1</i> 00	ᅎ	TD	<u> </u>		弗 I950 亏外 5	
			1	建設業許可、経営事項審査、					1	建設業許可更新、取消用	
ı				净化槽工事業者登録、解体工						2000	
				事業者登録用							
			2	 建設業許可更新、浄化槽工事							
			_	業者登録、解体工事業者登録							
				用(土木事務所用)							
l			1	地方債協議用							
			1	製造の請負等に係る競争入札							
				参加資格審査用							
			1	農業経営基盤強化資金用							
l			1	漁業近代化資金用							
l								今治地方局	1	地方債許可用	
									<u>1</u>	県税証紙売りさばき人指定用	
									<u>1</u>	母子寡婦福祉資金用	
									<u>1</u>	農業近代化資金用	
									<u>1</u>	農林漁業共同化資金用	
									1	農業経営負担軽減支援資金用	
									<u>1</u>	就農計画認定用	
									1	就農支援資金用	
									1	土地改良登記用	
									<u>1</u>	土地改良事業用地等取得、補	
									_	<u>價用</u>	
									1	沿岸漁業改善資金用	
ı									1	漁業経営維持安定資金用	
									1	漁船登録、指定漁船調書確認	
										<u>用</u>	
									1	漁業許可用	
									1	遊漁船業者登録用	
l										農地、未墾地、維持資金用	
									1	農業改良資金用	
l									<u> </u>	農地統制用	
									_		
									1 1	<u>狩猟免状用</u>	
									1 1	公用車継続車検申請用	
									1 1	土木用地登記用	
		h로##수무	少而					ᄴᆡᄴᅔᄝ	<u>1</u>	建設業許可更新、取消用	
		<u>中予地方局</u>	省略	+★田地啓≐□田				松山地方局	省略	十大田地登 节田	
			_	土木用地登記用					1	土木用地登記用	
			1	建設業許可、経営事項審査、					1	建設業許可更新、取消用	
				事業者登録用							
			1	建設業許可更新、浄化槽工事							
			_	業者登録、解体工事業者登録							
				用(土木事務所用)							
			1	地方債協議用							
			1	農業経営基盤強化資金用							
			1	漁業近代化資金用							
\perp	1	 L									

				八幡浜地方局	1	地方債許可用
					<u>1</u>	
					<u>1</u>	母子寡婦福祉資金用
					1	農業近代化資金用
					<u>1</u>	農林漁業共同化資金用
					1	農業経営負担軽減支援資金用
					<u>1</u>	就農計画認定用
					1	就農支援資金用
					1	土地改良登記用
					1	<u>土地改良事業用地等取得、補</u> 償用
					<u>1</u>	沿岸漁業改善資金用
					<u> </u>	漁業経営維持安定資金用
					<u> </u>	漁船登録、指定漁船調書確認
					<u> </u>	<u>H</u>
					1_	漁業許可用
					1	遊漁船業者登録用
					1_	農地、未墾地、維持資金用
					1_	農業改良資金用
					1_	農地統制用
					3	狩猟免状用
					1	公用車継続車検申請用
					1	土木用地登記用
					1	建設業許可更新、取消用
南予地方局	省略			宇和島予地方局	省略	
	2	県税証紙売りさばき人指定用			1	県税証紙売りさばき人指定用
	省略				省略	
	2	農林漁業共同化資金用			1	農林漁業共同化資金用
	省略				省略	
	2	土地改良登記用			<u>1</u>	土地改良登記用
					1	土地改良事業用地等取得、補
						<u>償用</u>
	2	沿岸漁業改善資金用			1	沿岸漁業改善資金用
	2	漁業経営維持安定資金用			1	漁業経営維持安定資金用
	3	漁船登録、指定漁船調書確認			2	漁船登録、指定漁船調書確認
		用				用
	3	漁業許可用			2	漁業許可用
	3	遊漁船業者登録用			2	遊漁船業者登録用
	省略				省略	
	4	狩猟免状用			2	狩猟免状用
	2	公用車継続車検申請用			1	公用車継続車検申請用
	<u>5</u>	土木用地登記用			1	土木用地登記用
	1	建設業許可、経営事項審査、			1	建設業許可更新、取消用
		浄化槽工事業者登録、解体工				
		事業者登録用				

		4	建設業許可更新、浄化槽工事業者登録、解体工事業者登録、解体工事業者登録	
		<u>1</u>	地方債協議用	
		1_	製造の請負等に係る競争入札 参加資格審査用	
		1	農業経営基盤強化資金用	
		2	漁業近代化資金用	
	産業技術研究所	1	紙産業技術センター施設使用 許可用	
	農林水産研究所	1	林業研究センター施設使用許 可用	
	±211.20			
知 事 職 務	東予地方局	3	土木用地登記用	
代 理 者印				
	中予地方局	2	土木用地登記用	
	南予地方局	<u>5</u>	土木用地登記用	

樣式第3号(第7条関係) 公印台帳

注 省略

樣式第9号(第15条関係)<u>公印取扱者指定届</u>

紅産業研究センタ 1				
二 林業技術センター 計可用 本業技術センター 1 林業技術センター施設使用許可用 西条地方局四国中央土木事務所 1 建設業許可更新、取消用 松山地方局久万高原土木事務所 1 建設業許可更新、取消用 八幡浜地方局大洲土木事務所 1 土木用地登記用 土木事務所 1 建設業許可更新、取消用 小幡浜地方局西予土木事務所 1 建設業許可更新、取消用 宇和島地方局愛南土木事務所 1 土木用地登記用 土木事務所 1 建設業許可更新、取消用 中央治地方局 1 土木用地登記用 土木用地登記用 1 土木用地登記用 土土市地登記用 1 土木用地登記用 土土事務所 1 土木用地登記用 八幡浜地方局大洲土土市野所 1 土木用地登記用 土木事務所 1 建設業許可更新、取消用 八幡浜地方局西寺土木事務所 1 土木用地登記用 土木事務所 1 土木用地登記用 土木事務所 1 土木用地登記用 土木事務所 1 土木用地登記用 <				
四条地方局四国中 央土木事務所 1		紙産業研究センタ	1	
央土木事務所 1 建設業許可更新、取消用 松山地方局久万高 原土木事務所 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 八幡浜地方局大洲 土木事務所 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 八幡浜地方局西予 土木事務所 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 宇和島地方局愛南 土木事務所 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 知事 職務 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 公地地方局 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 松山地方局 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 上木用地登記用 建設業許可更新、取消用 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 西条地方局四国中 央土木事務所 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 松山地方局久万高 原土木事務所 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 八幡浜地方局太洲 土木事務所 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 八幡浜地方局西予 土木事務所 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 宇和島地方局愛南 土木事務所 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 宇和島地方局愛南 土木事務所 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 宇和島地方局愛南 土木事務所 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用		林業技術センター	1	
Aul地方局久万高		西条地方局四国中	1	土木用地登記用
原土木事務所 1 建設業許可更新、取消用 八幡浜地方局大洲 土木事務所 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 八幡浜地方局西予 土木事務所 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 宇和島地方局愛南 土木事務所 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 知事 職務 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 松山地方局 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 八幡浜地方局 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 八幡浜地方局 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 西条地方局四国中 央土木事務所 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 松山地方局久万高 原土木事務所 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 八幡浜地方局大洲 土木事務所 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 八幡浜地方局西予 土木事務所 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 八幡浜地方局西予 土木事務所 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 上木事務所 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 上木事務所 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 上木事務所 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用		央土木事務所	1	建設業許可更新、取消用
		松山地方局久万高	1	土木用地登記用
土木事務所 1 建設業許可更新、取消用 八幡浜地方局西予 土木事務所 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 宇和島地方局愛南 土木事務所 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 知事 職務 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 公治地方局 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 松山地方局 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 八幡浜地方局 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 字和島地方局 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 西条地方局四国中 央土木事務所 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 松山地方局久万高 原土木事務所 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 八幡浜地方局大洲 土木事務所 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 八幡浜地方局西予 土木事務所 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 上木事務所 1 建設業許可更新、取消用 宇和島地方局愛南 土木事務所 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用		原土木事務所	<u>1</u>	建設業許可更新、取消用
八幡浜地方局西予 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 宇和島地方局愛南 1 土木用地登記用 知事 西条地方局 1 土木用地登記用 在 空台地方局 1 土木用地登記用 在 空台地方局 1 土木用地登記用 型設業許可更新、取消用 土木用地登記用 型設業許可更新、取消用 土木用地登記用 型設業許可更新、取消用 土木用地登記用 空台、東京 土木用地登記用 連設業許可更新、取消用 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 土木用地登記用 連設業許可更新、取消用 土木事務所 1 土木用地登記用 連設業許可更新、取消用 土木事務所 1 土木用地登記用 連設業許可更新、取消用 土木事務所 1 連設業許可更新、取消用 宇和島地方局愛南 1 土木用地登記用 主木事務所 1 連設業許可更新、取消用 宇和島地方局愛南 1 土木用地登記用 連設業許可更新、取消用 土木事務所 1 主木市地登記用 連設業許可更新、取消用		八幡浜地方局大洲	1	土木用地登記用
土木事務所 1 建設業許可更新、取消用 宇和島地方局愛南 土木事務所 1 土木用地登記用 知事 職務 1 土木用地登記用 2 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 土木用地登記用 2 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 土木用地登記用 1 土木用地登記用 2 土木用地登記用 1 建設業許可更新、取消用 字和島地方局 1 土木用地登記用 2 建設業許可更新、取消用 本本事務所 1 土木用地登記用 上木事務所 1 土木用地登記用 八幡浜地方局大洲 土木事務所 1 土木用地登記用 八幡浜地方局西予 土木事務所 1 土木用地登記用 2 建設業許可更新、取消用 中土木事務所 1 土木用地登記用 全設業許可更新、取消用 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 土木用地登記用 企業股業許可更新、取消用 土木用地登記用 企業股業許可更新、取消用 土木用地登記用 企業股業計画 工工 企業股業計画		土木事務所	<u>1</u>	建設業許可更新、取消用
宇和島地方局愛南 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 2 建設業許可更新、取消用 知事 1 土木用地登記用 職務 1 建設業許可更新、取消用 今治地方局 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 1 土木用地登記用 連設業許可更新、取消用 2 建設業許可更新、取消用 松山地方局久万高 1 土木用地登記用 連設業許可更新、取消用 1 土木用地登記用 水仙地方局久万高 1 土木用地登記用 連設業許可更新、取消用 1 土木用地登記用 連設業許可更新、取消用 1 土木用地登記用 土木事務所 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用		八幡浜地方局西予	1	土木用地登記用
土木事務所 1 建設業許可更新、取消用 知事 西条地方局 1 土木用地登記用 職務 1 土木用地登記用 今治地方局 1 土木用地登記用 型設業許可更新、取消用 1 土木用地登記用 松山地方局 1 土木用地登記用 1 建設業許可更新、取消用 字和島地方局 1 土木用地登記用 空条地方局四国中央土木事務所 1 土木用地登記用 型設業許可更新、取消用 土木用地登記用 土木用地登記用 水山地方局久万高原土木事務所 1 土木用地登記用 上木事務所 1 土木用地登記用 上木事務所 1 土木用地登記用 上木事務所 1 土木用地登記用 土木事務所 1 土木用地登記用 主木事務所 1 土木用地登記用 主木事務所 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 土木用地登記用 土木事務所 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 土木用地登記用		土木事務所	1	建設業許可更新、取消用
田 事 西条地方局 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 2 対 2 対 2 対 3 対 3 対 3 対 3 対 3 対 3 対 3 対		宇和島地方局愛南	1	土木用地登記用
株 務		土木事務所	1	建設業許可更新、取消用
代 理者印 1 生木用地登記用 2分治地方局 1 生木用地登記用 2建設業許可更新、取消用 1 生木用地登記用 2建設業許可更新、取消用 1 生木用地登記用 2建設業許可更新、取消用 2建設業許可更新、取消用 1 生木用地登記用 2建設業許可更新、取消用 2 生木用地登記用 2建設業許可更新、取消用 2 生木事務所 1 生木用地登記用 2 建設業許可更新、取消用 2建設業許可更新、取消用 2 上木事務所 1 生木用地登記用 2 建設業許可更新、取消用 1 生木用地登記用 2 建設業許可更新、取消用 2建設業許可更新、取消用 2 生木事務所 1 生木用地登記用 2 建設業許可更新、取消用 2建設業許可更新、取消用 2 生木事務所 1 生木用地登記用 2 建設業許可更新、取消用 2建設業許可更新、取消用 2 生木事務所 1 生木用地登記用 2 建設業許可更新、取消用 2年記書	知 事	西条地方局	1	土木用地登記用
A	職務		1	建設業許可更新、取消用
Mulub方局	代 理	<u>今治地方局</u>	1	土木用地登記用
1 建設業許可更新、取消用	者印		<u>1</u>	建設業許可更新、取消用
八幡浜地方局 1 土木用地登記用 空設業許可更新、取消用 土木用地登記用 空設業許可更新、取消用 土木用地登記用 四条地方局四国中央中央上木事務所 1 土木用地登記用 投出地方局久万高原土木事務所 1 土木用地登記用 原土木事務所 1 土木用地登記用 水崎浜地方局大洲土木事務所 1 土木用地登記用 八幡浜地方局西予土木事務所 1 土木用地登記用 上木事務所 1 土木用地登記用 連設業許可更新、取消用 土木用地登記用 土木事務所 1 土木用地登記用 連設業許可更新、取消用 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 土木用地登記用 土木事務所 1 土木用地登記用 土木事務所 1 土木用地登記用 連設業許可更新、取消用 土木用地登記用 連設業許可更新、取消用		松山地方局	1	土木用地登記用
1 建設業許可更新、取消用 宇和島地方局 1 土木用地登記用 西条地方局四国中央土木事務所 1 土木用地登記用 投土木事務所 1 土木用地登記用 松山地方局久万高原土木事務所 1 土木用地登記用 八幡浜地方局大洲土木事務所 1 土木用地登記用 八幡浜地方局西予土木事務所 1 土木用地登記用 土木事務所 1 土木用地登記用 土木事務所 1 土木用地登記用 土木事務所 1 土木用地登記用 生木事務所 1 土木用地登記用 土木事務所 1 土木用地登記用 土木事務所 1 土木用地登記用 土木事務所 1 建設業許可更新、取消用			1	建設業許可更新、取消用
宇和島地方局 1 土木用地登記用 理会業許可更新、取消用 土木用地登記用 西条地方局四国中央土土木事務所 1 土木用地登記用 投土木事務所 1 建設業許可更新、取消用 松山地方局久万高原土木事務所 1 土木用地登記用 原土木事務所 1 土木用地登記用 上木事務所 1 土木用地登記用 連設業許可更新、取消用 土木用地登記用 土木事務所 1 土木用地登記用 連設業許可更新、取消用 主木用地登記用 建設業許可更新、取消用 土木用地登記用 連設業許可更新、取消用 土木用地登記用 連設業許可更新、取消用 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用		八幡浜地方局	1	土木用地登記用
四条地方局四国中 央土木事務所 1 型設業許可更新、取消用 松山地方局久万高 原土木事務所 1 型設業許可更新、取消用 八幡浜地方局大洲 土木事務所 1 型設業許可更新、取消用 八幡浜地方局大洲 土木事務所 1 型設業許可更新、取消用 八幡浜地方局西予 土木事務所 1 型設業許可更新、取消用 上木用地登記用 土木事務所 1 型設業許可更新、取消用 宇和島地方局愛南 土木事務所 1 2 土木用地登記用 2 土木野孫所 1 建設業許可更新、取消用			1	建設業許可更新、取消用
西条地方局四国中 央土木事務所 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 松山地方局久万高 原土木事務所 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 八幡浜地方局大洲 土木事務所 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 八幡浜地方局西予 土木事務所 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 八幡浜地方局西予 土木事務所 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 宇和島地方局愛南 土木事務所 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 土木事務所 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用 連設業許可更新、取消用 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用		宇和島地方局	1	土木用地登記用
央土木事務所 1 建設業許可更新、取消用 松山地方局久万高 1 土木用地登記用 原土木事務所 1 土木用地登記用 八幡浜地方局大洲 1 土木用地登記用 土木事務所 1 建設業許可更新、取消用 八幡浜地方局西予 1 土木用地登記用 土木事務所 1 建設業許可更新、取消用 宇和島地方局愛南 1 土木用地登記用 土木事務所 1 建設業許可更新、取消用 土木事務所 1 建設業許可更新、取消用			1	建設業許可更新、取消用
松山地方局久万高 1 土木用地登記用 原土木事務所 1 建設業許可更新、取消用 八幡浜地方局大洲 1 土木用地登記用 土木事務所 1 建設業許可更新、取消用 八幡浜地方局西予 1 土木用地登記用 土木事務所 1 建設業許可更新、取消用 宇和島地方局愛南 1 土木用地登記用 土木事務所 1 土木用地登記用 土木事務所 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用		西条地方局四国中	1	土木用地登記用
原土木事務所 1 建設業許可更新、取消用 八幡浜地方局大洲 1 土木用地登記用 土木事務所 1 土木用地登記用 八幡浜地方局西予 1 土木用地登記用 土木事務所 1 建設業許可更新、取消用 宇和島地方局愛南 1 土木用地登記用 土木事務所 1 建設業許可更新、取消用 土木事務所 1 建設業許可更新、取消用		央土木事務所	1	建設業許可更新、取消用
八幡浜地方局大洲 1 土木用地登記用 土木事務所 1 建設業許可更新、取消用 八幡浜地方局西予 1 土木用地登記用 土木事務所 1 建設業許可更新、取消用 宇和島地方局愛南 1 土木用地登記用 土木事務所 1 土木用地登記用 土木事務所 1 土木用地登記用 建設業許可更新、取消用		松山地方局久万高	1	土木用地登記用
土木事務所 1 建設業許可更新、取消用 八幡浜地方局西予 1 土木用地登記用 土木事務所 1 建設業許可更新、取消用 宇和島地方局愛南 1 土木用地登記用 土木事務所 1 建設業許可更新、取消用		原土木事務所	1	建設業許可更新、取消用
八幡浜地方局西予 1 土木用地登記用 土木事務所 1 建設業許可更新、取消用 宇和島地方局愛南 1 土木用地登記用 土木事務所 1 建設業許可更新、取消用		八幡浜地方局大洲	1	土木用地登記用
土木事務所 1 建設業許可更新、取消用 宇和島地方局愛南 1 土木用地登記用 土木事務所 1 建設業許可更新、取消用		土木事務所		建設業許可更新、取消用
宇和島地方局愛南 1 土木用地登記用 土木事務所 1 建設業許可更新、取消用		八幡浜地方局西予	1	土木用地登記用
土木事務所 1 建設業許可更新、取消用		土木事務所	1	建設業許可更新、取消用
		宇和島地方局愛南	1	土木用地登記用
県印 建築住宅課 1 建築届出済証用		土木事務所	<u>1</u>	建設業許可更新、取消用
	県印	建築住宅課	1	建築届出済証用

様式第3号

登録番号

注 省略

様式第9号(第15条関係)__

十成20年3月31日 💢 🚜	パ 私			
区分 公印取扱者	公 印 取 扱 者			
	<u>職 名</u> <u>氏 名</u>			
新	新			
ІВ	IB			
管守する公 1	管守する公 1			
印の種類 2	印の種類 2			
注 1 届出の区分により不要文字を抹消すること。	注 届 の区分により不要文字を抹消すること。			
(注 <u>用山</u> の区力により不安又子を採用すること。 2 公印取扱者欄は、課及び室(課内室を含む。)の長(職名)	注 <u>個</u> の区方により小安文子を採用すること。			
とすること。				
#式第 10号 (第17条関係) 公印事故届	様式第10号			
省略				
公印管理者名 回	公印管理者名 ⑩			
1 公印の名称用途	1 公印の名称用途、台帳登録番号			
2~5 省略	2~5 省略			
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規	改正前			
第2条 省略	第2条 省略			
2~8 省略	2~8 省略			
9 児童福祉司は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第13条第3	9 児童福祉司は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第11条第2			
<u>項</u> に規定する事務を主として行う。	<u>項</u> に規定する事務を主として行う。			
10~12 省略	10~12 省略			
(分掌事務)	(分掌事務)			
第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。	第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。			
総務課	総務課			
(1)~(7) 省略	(1)~(7) 省略			
(8) 里親に関すること。	(8) 里親 <u>及び保護受託者</u> に関すること。			
(9) • (10) 省略	(9)・(10) 省略			
指導課	指導課			
(1)~(3) 省略	(1)~(3) 省略			
(4) 児童福祉法第26条第1項、第27条、第27条の2第1項、第27条	(4) 児童福祉法第26条第1項、第27条、第27条の2第1項、第27条			
の3、第28条第1項、第2項及び第4項から第6項まで、第30	の3、第28条第1項、第3 条第3項、第31条第2項から第4項まで、第33条及び 第33条			
条第3項、第31条第2項から第4項まで、第33条 <u>並びに</u> 第33条				
の4の規定による相談及び措置に関すること。 (4)の2 児童福祉法第30条第1項及び第2項の規定による届出の	の4の規定による相談及び措置に関すること。			
(4)の2				
(4)の3 児童福祉法第30条の2の規定による指示又は報告の徴収				
に関すること。				
(5) 児童福祉法第33条の6、第33条の7第1項及び第33条の8	(5) 児童福祉法第33条の6から 第33条の8割			
の規定による請求に関すること。	での規定による請求に関すること。			
	(6)~(8) 省略			
(9) 児童福祉法第56条第1項、第2項及び第8項の規定による扶	(9) 児童福祉法第56条 の規定による打			
養義務者負担金に関すること。	養義務者負担金に関すること。			
(10)~(12) 省略	(10)~(12) 省略			
	1			

<u>すること。</u>

<u>すること。</u>

(12)の2 児童福祉法施行規則第26条の規定による書類の送付に関

(12)の3 児童福祉法施行規則第27条の規定による届出の受理に関

(13)・(14) 省略

- (4)の2 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号) 第8条第2項の規定による安全確認の措置に関すること。
- (4)の3 児童虐待の防止等に関する法律第8条の2の規定による 出頭要求等に関すること。
- (15) 児童虐待の防止等に関する法律 第9 条第1項の規定による立入調査に関すること。
- (15)の 2 児童虐待の防止等に関する法律第9条の2の規定による 再出頭要求等に関すること。
- (15)の3 児童虐待の防止等に関する法律第9条の3第1項から第 3項まで及び第5項並びに第9条の7から第9条の9までの規 定による臨検、捜索等に関すること。
- (15)の4 児童虐待の防止等に関する法律第10条第1項及び第2項 の規定による援助要請等に関すること。
- (15)の5 児童虐待の防止等に関する法律第10条の2及び第10条の3の規定による臨検等の調書の作成及び報告の受理に関すること。
- (15)の6 児童虐待の防止等に関する法律第11条第3項から第5項 までの規定による保護者に対する指導等に関すること。
- (16) 児童虐待の防止等に関する法律第12条<u>から第12条の3まで</u>の 規定による面会又は通信の制限に関すること。
- (17) 児童虐待の防止等に関する法律第13条の規定による<u>措置の解</u> 除に関すること。
- (18) 児童虐待の防止等に関する法律第13条の3の規定による資料 又は情報の提供に関すること。
- (19) 児童虐待の防止等に関する法律第13条の4の規定による愛媛 県社会福祉審議会への報告に関すること。

判定課

- (1)~(6) 省略
- (7) 判定業務に関連する相談、調査及び指導に関すること。

児童保護課

- (1)~(6) 省略
- 2 省略
- 第5条 所長が不在のときは、次長

代決する。

2 · 3 省略

- (13) (14) 省略
- (15) 児童虐待の防止等に関する法律<u>(平成12年法律第82号)</u>第9 条第1項の規定による立入調査に関すること。

- (16) 児童虐待の防止等に関する法律第12条____の 規定による面会又は通信の制限に関すること。
- (17) 児童虐待の防止等に関する法律第13条の規定による<u>意見の聴</u> 取に関すること。

判定課

(1)~(6) 省略

保護課

- (1)~(6) 省略
- 2 省略
- 第5条 所長が不在のときは、次長<u>(愛媛県東予児童相談所にあつては、あらかじめ所長が指定した係長。次項において同じ。)</u>が 代決する。
- 2・3 省略

(愛媛県工業技術センター処務規程の一部改正)

第6条 愛媛県工業技術センター処務規程(昭和36年愛媛県訓令第31号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

愛媛県産業技術研究所処務規程

改

(趣旨)

第1条 この訓令は、<u>愛媛県産業技術研究所</u>(以下「<u>研究所</u>」 という。)の処務に関し必要な事項を定めるものとする。 (分掌事務)

正

- 第2条 研究所の部及びセンターの分掌事務は、次のとおりとする。 企画管理部
 - (1)~(3) 省略
 - (4) 予算、決算その他会計事務に関すること。
 - (5) 土地、建物、工作物、機械等の維持管理に関すること。

改 正

愛媛県工業技術センター処務規程

趣旨)

- 第1条 この訓令は、愛媛県工業技術センター(以下「センター」 という。)の処務に関し必要な事項を定めるものとする。 (分掌事務)
- **第2条** <u>センターの課及び室</u> の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課

(1)~(3) 省略

- (4) 予算の経理その他会計事務に関すること。
- (5) 土地、建物、工作物 等の維持管理に関すること。

183

- (6) 研究所の業務の企画及び広報に関すること。
- (7) 研究所 の取締りに関すること。
- (<u>8</u>) 研究所 の試験研究課題の設定及び研究業務の 分担調整に関すること。
- (9) 研究所 の行う技術研修、講習会及び技術相談 の企画調整に関すること。
- (10) 研究所 の行う試験研究の進行管理及び評価に 関すること。
- (11) 工業技術及び建設技術の情報に関すること。
- (12) その他他の主管に属さないこと。

技術開発部

- (1) 機械金属、電気電子、化学、工芸、デザインその他のものづくりの基盤となる技術に関する試験研究に関すること。
- (2) 依頼による機械金属、電気電子、化学、工芸、デザインその他のものづくりの基盤となる技術に関する試験、分析等に関すること
- (3) 機械金属、電気電子、化学、工芸、デザインその他のものづくりの基盤となる技術に関する助言に関すること。
- (4) 機械金属、電気電子、化学、工芸、デザインその他のものづくりの基盤となる技術に関する技術者の養成に関すること。

食品産業技術センター

- (1) 食品産業の技術に関する試験研究に関すること。
- (2) 依頼による食品産業の技術に関する試験、分析等に関するこ
- (3) 食品産業の 技術に関する助言に関すること。
- (4) 食品産業の 技術者の養成に関すること。

繊維産業技術センター

- (1) 繊維産業の技術に関する試験研究に関すること。
- (2) 依頼による繊維産業の技術に関する試験、分析等に関すること。
- (3) 繊維産業の技術に関する助言に関すること。
- (4) 繊維産業の技術者の養成に関すること。
- (5) 繊維産業技術センターの土地、建物、工作物、機械等の維持管理に関すること。
- (6) 繊維産業技術センターの取締りに関すること。

紙産業技術センター

- (1) 紙産業の技術に関する試験研究に関すること。
- (2) 依頼による紙産業の技術に関する試験、分析等に関すること。
- (3) 紙産業の技術に関する助言に関すること。
- (4) 紙産業の技術者の養成に関すること。
- (5) 紙産業技術センターの土地、建物、工作物、機械等の維持管 理に関すること。
- (6) 紙産業技術センターの取締りに関すること。

窯業技術センター

- (1) 窯業の技術に関する試験研究に関すること。
- (2) 依頼による窯業の技術に関する試験、分析等に関すること。

- (6) <u>センター</u>の取締りに関すること。
- (7) その他他の主管に属さないこと。

企画調整室

- (1) <u>商工関係試験研究機関</u>の試験研究課題の設定及び研究業務の 分担調整に関すること。
- (2) <u>商工関係試験研究機関</u>の行う技術研修、講習会及び技術相談 の企画調整に関すること。
- (3) <u>商工関係試験研究機関</u>の行う試験研究の進行管理及び評価に 関すること。
- (4) 工業技術 情報に関すること。

技術電子室

(1) 機械金属及び電子

に関する試験研究に関すること。

(2) 依頼による機械金属及び電子

___に関する試験、分析等に関す

ること。

(3) 機械金属及び電子に関する

技術に関する助言に関すること。

(4) 機械金属及び電子

____に関する技術者の養成に関すること。

化学環境室

- (1) 化学工芸に関する試験研究に関すること。
- (2) 依頼による化学工芸に関する試験、分析等に関すること。
- (3) 化学工芸に関する技術に関する助言に関すること。
- (4) 化学工芸に関する技術者の養成に関すること。

食品加工室

- (1) 食品加工 に関する試験研究に関すること。
- (2) 依頼による食品加工 に関する試験、分析等に関するこ
- (3) 食品加工に関する技術に関する助言に関すること。
- (4) 食品加工に関する技術者の養成に関すること。

- (3) 窯業の技術に関する助言に関すること。
- (4) 窯業の技術者の養成に関すること。
- (5) 窯業技術センターの土地、建物、工作物、機械等の維持管理 に関すること。
- (6) 窯業技術センターの取締りに関すること。

建設技術センター

- (1) 建設技術に関する試験研究に関すること。
- (2) 建設資材の規格に関すること。
- (3) 建設技術に関する助言に関すること。
- (4) 建設技術に関する技術者の養成に関すること。

(職務)

- **第3条** 所長は、知事の命を受け、<u>研究所</u>の業務を掌理し、所属 職員を指揮監督する。
- 2 省略
- 3 <u>部長</u>は、所長を補佐する<u>とともに、上司の命を受け、それぞれ</u> 部の事務を掌理する。
- 4 センター長は、上司の命を受け、それぞれセンターの事務を掌 理するとともに、所属職員を指揮監督する。
- 5 省略
- 6 副部長は、部長を補佐する。
- <u>7</u> _______室長は、上司の命を受け、それぞれ_____室の事務を 掌理する。
- 8 省略
- 9 特別研究員、主任研究員及び研究員は、上司の命を受け、試験、 研究及び調査に従事する。
- 10 省略
- 11 省略
- 12 省略
- 13 主事及びその他の職員は、上司の命を受け、<u>研究所</u>の業務に 従事する。

(専決事項)

- 第4条 所長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、 異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承 認を受けなければならない。
 - (1) 省略
 - (2) 研究所 の業務に関し職名又は研究所名 で文書を施行する
 - (3)~(8) 省略
- (9) その他軽易な所務に関すること。
- 2 センター長は、次に掲げる事項(食品産業技術センター長及び 建設技術センター長については、第4号から第8号までに関する ものを除く。)を専決することができる。ただし、異例又は重要 と認められるものについては、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。
 - (1) 文書の往復に関すること。
 - (2) センター職員の出張に関すること。
 - (3) センター職員の休暇、育児休業等その他服務に関すること。
 - (4) 1件1 000万円未満の税外収入(寄附の受入れの決定を除く。) の徴収に関すること。
- (5) 1件500万円未満の支出を伴う事件(工事及び次号に掲げるものを除く。)の決定及び執行に関すること。
- (6) センターの施設の維持管理に関すること。
- (7) センターの施設及び設備の使用の許可に関すること。

(職務)

- 第3条 所長は、知事の命を受け、<u>センター</u>の業務を掌理し、所属 職員を指揮監督する。
- 2 省略

3	<u>次長</u> は、	所長を補佐する	

- 4 省略
- <u>5</u> 課長及び室長は、上司の命を受け、それぞれ<u>課及び</u>室の事務を 掌理する。
- 6 省略
- 7 _____主任研究員及び研究員は、上司の命を受け、試験、 研究及び調査に従事する。
- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略
- 11 主事及びその他の職員は、上司の命を受け、センターの業務に 従事する。

(専決事項)

- 第4条 所長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、 異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承 認を受けなければならない。
- (1) 省略
- (2) <u>センター</u>の業務に関し職名又は<u>センター名</u>で文書を施行する
- (3)~(8) 省略
- (9) その他軽易な事項

(8)	センターの施設等の目的外使用の許可に関すること。	
-----	--------------------------	--

(9) その他軽易な事務に関すること。

(代決事項)

- **第5条** 所長に事故があるときは、<u>企画管理部長</u>がその事務を代行する。
- 2 所長及び<u>企画管理部長</u>にともに事故があるときは、あらかじめ 所長が指定した職員がその事務を代行する。
- 3 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指定 した職員がその事務を代行する。
- 4 <u>前3項</u>の規定により代行した事項で重要なものについては<u>、後</u> <u>閲</u>を受けなければならない。

(他の訓令の準用)

第7条 研究所 の事務処理については、この訓令及び第4条第8 号の処務細則に定めるもののほか、愛媛県処務細則(昭和29年愛 媛県訓令第5号)の例による。 (代決事項)

- **第5条** 所長に事故があるときは、<u>次長</u>がその事務を代行する。
- 2 所長及び<u>次長</u> にともに事故があるときは、あらかじめ 所長が指定した職員がその事務を代行する。
- <u>3</u> 前項 の規定により代行した事項で重要なものについては<u>後</u>関を受けなければならない。

(他の訓令の準用)

第7条 <u>センター</u>の事務処理については、この訓令及び第4条第8 号の処務細則に定めるもののほか、愛媛県処務細則(昭和29年愛 媛県訓令第5号)の例による。

(愛媛県家畜保健衛生所処務規程の一部改正)

第7条 愛媛県家畜保健衛生所処務規程(昭和40年愛媛県訓令第23号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(分掌事務)	<u>(分掌)</u>
82条 衛生所における課 <u>及び支所</u> の分掌事務は、次のとおりとす	第2条 衛生所における課の分掌事務は、次のとおりと
ప .	ప .
指導課	指導課
(1)~(10) 省略	(1)~(10) 省略
(11) 土地、建物、工作物、機械等の維持管理に関すること。	
(12) 所内各課及び支所の予算の経理その他の会計事務に関するこ	(11) 所内各課の予算の経理その他の会計事務に関する
と。	と。
<u>(13)</u> 省略	<u>(12)</u> 省略
(14) 所内他の課 <u>及び支所</u> に属しないこと。	(13) 所内他の課に属しないこと。
防疫課	防疫課
(1)~(8) 省略	(1)~(8) 省略
<u>支所</u>	
(1) 指導課の項第3号から第11号までに掲げる事務に関すること。	
(2) 防疫課の項各号に掲げる事務に関すること。	
2	2 課を置く衛生所における係の分掌事務は、所轄の地方局長(
下「地方局長」という。)の承認を得て所長が定める。	下「地方局長」という。)の承認を得て所長が定める。
(職務)	(服務)
83条 省略	第3条 省略
2 支所長は、所長の命を受け、支所の事務を掌理し、支所職員を	
指揮監督する。	
3 副参事は、所長の命を受け、重要な事務を処理する。	
<u>l</u> 省略	2 省略
5_ 省略	3 省略
5_ 省略	<u>4</u> 省略
7_ 省略	5_ 省略
3_ 省略	6 省略
9_ 省略	<u>7</u> 省略
	(家畜病性鑑定室の服務)
	第4条 室長は、中央家畜保健衛生所長の命を受け、室務を掌理し

室員を指揮監督する。

2 係長は、上司の命を受け、係の事務を管理する。

第	4	条	省略

(専決事項)

第5条 省略

- 2 支所長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、 異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ所長の承 認を受けなければならない。
 - (1) 文書の往復に関すること。
 - (2) 支所職員の休暇、育児休業等、欠勤その他服務に関すること。
 - (3) 支所職員の出張(支所長の県外出張を除く。)に関すること。
- (4) その他軽易な支所の事務に関すること。

(代決)

第6条 所長が不在のときは、あらかじめ所長の指定する職員_

する。

- 2 支所長が不在のときは、係長が代決する。
- 3 前2項の規定により代決した事務で重要なものは、後閲を受けなければならない。

第7条 省略

第8条 省略

3 室員は、上司の命を受け、室務に従事する。

第5条 省略

(専決事項)

第6条 省略

2 前項(第10号を除く。)の規定は、家畜病性鑑定室(以下「鑑定室」という。)について準用する。この場合において、同項中「所長」とあるのは「室長」と、「地方局長」とあるのは「所長」と、「所務」とあるのは「室務」と、「所名」とあるのは「室名」と、「所員」とあるのは「室員」と読み替えるものとする。

(代決)

第7条 所長が不在のときは、あらかじめ所長の指定する職員(課 を置く衛生所にあつては、鑑定室所掌の事務については室長、そ の他の事務については、あらかじめ所長の指定する課長)が代決 する。

第8条 省略

第9条 省略

(愛媛県病害虫防除所処務規程の一部改正)

第8条 愛媛県病害虫防除所処務規程(昭和46年愛媛県訓令第11号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後 正 前 (職務) (職務) 第2条 参事 は、知事の命を受け、重要な事務を処理する。 第2条 副参事は、知事の命を受け、重要な事務を処理する。 3 支所長は、所長の命を受け、支所の事務を掌理し、支所職員を 指揮監督する。 3 省略 4 省略 4 担当係長は、所長の命を受け、担当事務を管理する。 5 係長 は、所長の命を受け、係の事務を管理する。 6 省略 5 省略 7 省略 6 省略 (専決事項) (専決事項) 第3条 省略 第3条 省略 2 支所長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、 異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ所長の承 認を受けなければならない。 (1) 文書の往復に関すること。 (2) 支所職員の休暇、育児休業等、欠勤その他服務に関するこ <u>と。</u> (3) 支所職員の出張に関すること。 (4) 1件100万円未満の支出を伴う事件(工事を除く。)の決定及 び執行に関すること。 (5) その他軽易な支所の事務に関すること。 (代決) (代決) が不在のときは、あらかじめ所長の指定し 第4条 所長又は支所長が不在のときは、係長

が代決することができる。

(玉川ダム操作規則の一部改正)

た職員が代決することができる。

第9条 玉川ダム操作規則(昭和46年愛媛県訓令第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後 改 正 前

(予備放流水位の最低限度)

第9条 予備放流水位の最低限度は、標高155 2メートルとする。ただし、気象・水象その他の状況により東予地方局玉川ダム管理事 務所長(以下「所長」という。)が必要と認める場合においては、 標高154.6メートルとすることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

- **第14条** 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとつたときは、 ただちに、次の各号に定める措置をとらなければならない。
- (1) 土木部河川港湾局河川課、東予地方局今治土木事務所、松山 地方気象台その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関 する観測及び情報の収集を密にすること。
- (2)~(4) 省略

(予備放流水位の最低限度)

第9条 予備放流水位の最低限度は、標高155 2メートルとする。ただし、気象・水象その他の状況により<u>今治地方局玉川ダム管理事務所長</u>(以下「所長」という。)が必要と認める場合においては、標高154.6メートルとすることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

- **第14条** 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとつたときは、 ただちに、次の各号に定める措置をとらなければならない。
 - (1) 土木部河川港湾局河川課、<u>今治地方局</u>、松山 地方気象台その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関 する観測及び情報の収集を密にすること。
 - (2)~(4) 省略

(愛媛県農業試験場処務規程の一部改正)

第10条 愛媛県農業試験場処務規程(昭和50年愛媛県訓令第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後 改 正 前

愛媛県農林水産研究所処務規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、愛媛県農林水産研究所(以下「研究所」という。)の処務に関し必要な事項を定めるものとする。

(分掌事務)

第2条 研究所の部、センター及び所並びに課及び室の分掌事務は、 次のとおりとする。

総務課

- (1)~(7) 省略
- (8) 研究所内の取締りに関すること (企画環境部及び農業研究部 の主管に属するものに限る。)。
- (9) 省略

企画環境部

企画調整室

- (1) 各試験研究機関との共同研究及び研究所の総合企画調整に 関すること。
- (2) 研究所と地方局産業経済部産業振興課との調整に関すること。
- (3) 農林水産関係試験研究成果情報に関すること。
- (4) 研究所の研究成果の実証展示に関すること。
- (5) 研究所内のほ場(企画環境部の所管に属するものに限る。) の管理に関すること。
- (6) 遺伝資源の収集及び利活用に関すること。
- (7) 農業経営の分析調査その他農業経営の改善に関する試験研究及び調査に関すること。

品質安全室

- (1) 農産物の品質保持及び品質評価に関する試験研究及び調査 に関すること。
- (2) 農産物の安全性確保に関する試験研究及び調査に関すること。
- (3) 農薬の残留分析に関すること。

愛媛県農業試験場処務規程

(趣旨)

- 第1条 この訓令は、愛媛県農業試験場 (以下「試験場」という。)の処務に関し必要な事項を定めるものとする。 (分掌事務)
- 第2条 試験場の_______課及び室の分掌事務は、

総務課

(1)~(7) 省略

次のとおりとする。

- (8) 場中取締り____に関すること_
- _____
- (9) 省略

企画調整室

- (1) 各試験研究機関との共同研究及び農業関係試験研究機関に係 る総合企画調整に関すること。
- (2) 農業関係試験研究機関と地方局産業経済部農政普及課との調整に関すること。
- (3) 農業関係試験研究成果情報に関すること。
- (4) 農業関係試験研究機関に係る研究成果の実証展示に関すること。
- (5) 場内のほ場の管理に関すること。
- (6) 遺伝資源の収集及び利活用に関すること。

環境保全室

- (1) 普通作物、特用作物、そ菜及び花さ(以下「普通作物等」 という。)の土壌、肥料及び環境保全に関する試験研究及び 調査に関すること。
- (2) 依頼による土壌及び肥料の分析等に関すること。
- (3) 農業施設の利用技術に関する試験研究及び調査に関すること。

農業研究部

普及情報室

- (1) 農業に関する普及指導に関すること。
- (2) 試験研究の総合調整及び研究成果の普及に関すること。
- (3) 関係機関及び関係団体との連携に関すること。

病理昆虫室

- (1) 普通作物等の病害虫に関する試験研究及び調査に関すること。
- (2) 農薬の実用性の判定に関すること。

栽培開発室

- (1) 普通作物等(花きを除く。)の栽培改善に関する試験研究 及び調査に関すること。
- (2) 普通作物等(花きを除く。)の品種選定に関すること。
- (3) 普通作物等(花きを除く。)の原々種及び原種の採種に関すること。
- (4) 普通作物等(花きを除く。)の新品種等の現地適応性に関する試験研究及び調査に関すること。

普及情報室

- (1) 農業に関する普及指導に関すること。
- (2) 試験研究の総合調整及び研究成果の普及に関すること。
- (3) 関係機関及び関係団体との連携に関すること。

栽培開発室

- (1) 普通作物、特用作物、そ菜及び花さ(以下「普通作物等」という。)の栽培改善に関する試験研究及び調査に関すること。
- (2) 普通作物等の品種選定に関すること。
- (3) 普通作物等の原々種及び原種の採種に関すること。
- (4) 普通作物等の新品種等の現地適応性に関する試験研究及び調査に関すること。

中山間農業室

(1) 中山間地域における普通作物等の栽培改善に関する試験研究 及び調査に関すること。

生産環境室

- (1) 普通作物等の土壌、肥料、病害虫及び環境保全に関する試験 研究及び調査に関すること。
- (2) 依頼による土壌及び肥料の分析等に関すること。
- (3) 農薬の実用性の判定及び残留分析に関すること。
- (4) 蚕の優良品種の保存及び育成に関すること。
- (5) 蚕業に関する技術の他の農業研究への応用に関すること。

経営流通室

- (1) 農業経営の分析調査その他農業経営の改善に関する試験研究 及び調査に関すること。
- (2) 農業情報システムの開発に関すること。
- (3) 農作業の機械化及び農業施設の利用技術に関する試験研究及 び調査に関すること。
- (4) 農産物の品質保持及び品質評価に関する試験研究及び調査に 関すること。

作物育種室

- (1) 普通作物等の新品種の育成に関すること。
- (2) バイオテクノロジーによる新作物の作出に関すること。
- (3) 普通作物等の大量増殖技術の開発に関すること。
- (4) 普通作物等の無病苗の育成及び配布に関すること。

作物育種室

- (1) 普通作物等の新品種の育成に関すること。
- (2) バイオテクノロジーによる新作物の作出に関すること。
- (3) 普通作物等の大量増殖技術の開発に関すること。
- (4) 普通作物等の無病苗の育成及び配布に関すること。

花き研究指導室

- (1) 花きに関する総合的な指導に関すること。
- (2) 花きの生産、流通及び花き農業の経営等に関する研修に関すること。
- (3) 花きに関する情報提供に関すること。
- (4) 花きに関する栽培改善に関する試験研究、調査及び展示に

関すること。

- (5) 花きに関するイベントの企画及び開催その他花きとの触れ合いの場の提供に関すること。
- (6) その他花きの振興に関すること。

果樹研究センター

総務室

- (1) 公印の管理に関すること。
- (2) 文書の取扱いに関すること。
- (3) 職員の人事、給与及び服務に関すること。
- (4) 予算、決算その他会計事務に関すること。
- (5) 生産物の処理に関すること。
- (6) 土地、建物、工作物、機械等の維持管理に関すること。
- (7) 臨時労務の管理に関すること。
- (8) センター内の取締りに関すること。
- (9) その他他の主管に属しないこと。

栽培開発室

- (1) 果樹 (かんきつを除く。第4号において同じ。)の品種改 良及び栽培改善並びに果実管理に関する試験研究及び調査に 関すること。
- (2) 果樹の施設栽培及び品種適応性に関する試験研究及び調査に関すること。
- (3) 果樹の土壌、肥料及び環境保全に関する試験研究及び調査に関すること。
- (4) 各試験研究機関との果樹の栽培育種に関する共同研究に関すること。

病理昆虫室

- (1) 果樹の病害虫に関する試験研究及び調査に関すること。
- (2) 各試験研究機関との果樹の病害虫に関する共同研究に関すること。

みかん研究所

育種栽培室

- (1) かんきつの品種改良及び栽培改善に関する試験研究及び調査に関すること。
- (2) 各試験研究機関とのかんきつの育種栽培に関する共同研究に関すること。

<u>畜産研究センター</u>

総務室

- (1) 公印の管理に関すること。
- (2) 文書の取扱いに関すること。
- (3) 職員の人事、給与及び服務に関すること。
- (4) 予算、決算その他会計事務に関すること。
- (5) 生産物の処理に関すること。
- (6) 土地、建物、工作物、機械等の維持管理に関すること。
- (7) 臨時労務の管理に関すること。
- (8) センター内の取締りに関すること。
- (9) その他他の主管に属しないこと。

経営室

- (1) 畜産に関する試験研究の企画及び調整に関すること。
- (2) 畜産の環境保全に関する試験研究及び調査に関すること。
- (3) 草地、飼料及び飼料作物の試験研究及び調査に関すること (養鶏に係るものを除く。)。
- (4) 飼料及び飼料作物の分析検査及び指導に関すること。
- (5) 畜産経営の改善に関する試験研究及び調査に関すること。

(6) 各試験研究機関との畜産に関する共同研究に関すること。

飼養技術室

- (1) 家畜の飼養管理の試験研究及び調査に関すること。
- (2) 放牧に関する調査及び指導に関すること。
- (3) 乳用牛、肉用牛及び豚の能力検定に関すること。
- (4) 畜産物の鮮度保持及び加工貯蔵の試験研究及び調査に関すること。
- (5) 家畜の育種、繁殖、防疫、衛生及び治療に関する試験研究 及び調査に関すること。

養鶏研究所

家禽研究室

- (1) 鶏の育種、飼養管理、繁殖、防疫、衛生、治療及び環境保 全に関する試験研究及び調査に関すること。
- (2) 飼料及び飼料作物の試験研究に関すること(養鶏に係るものに限る。)。
- (3) 鶏の能力検定に関すること。
- (4) 各試験研究機関との養鶏に関する共同研究に関すること。
- (5) 鶏肉及び鶏卵の鮮度保持及び加工貯蔵に関する試験研究及 び調査に関すること。
- (6) その他養鶏経営の改善に関する試験研究及び調査に関する こと。

林業研究センター

総務室

- (1) 公印の管理に関すること。
- (2) 文書の取扱いに関すること。
- ③ 職員の人事、給与及び服務に関すること。
- (4) 予算、決算その他会計事務に関すること。
- (5) 生産物の処理に関すること。
- (6) 土地、建物、工作物、機械等の維持管理に関すること。
- (7) 臨時労務の管理に関すること。
- (8) センター内の取締りに関すること。
- (9) その他他の主管に属しないこと。

研修課

- (1) 林業、森林及び緑化に関する研修の実施に関すること。
- (2) 緑化に関する展示に関すること。
- (3) 林業、森林及び緑化に関する知識の普及及び指導に関すること。
- (4) 林業、森林及び緑化に関する相談に関すること。

研究指導室

- (1) 林業における育種、種苗、育林、土壌及び肥料、森林保護 並びに林業特産物に関する試験研究及び調査に関すること。
- (2) 木材の加工利用に関する試験研究及び調査に関すること。
- (3) 林業経営の改善及び林業の機械化に関する試験研究及び調査に関すること。
- (4) 優良種苗の育成及び配布に関すること。
- (5) 森林の機能保全に関する試験研究及び調査に関すること。
- (6) 各試験研究機関との共同研究に関すること。
- (7) 林業及び森林に関する展示に関すること。
- (8) 林業、森林及び緑化に関する研修施設の提供に関すること。
- (9) その他林業、森林及び緑化に関する試験研究及び調査に関すること。

普及情報室

(1) 林業及び森林に関する普及指導に関すること。

- (2) 林業及び森林に関する技術情報の収集及び活用に関すること。
- (3) 林業及び森林に関する試験研究の総合調整及び研究成果の 普及に関すること。
- (4) 林業後継者対策その他林業の担い手対策に関すること。
- (5) 林業労働に係る労働災害の防止に関すること。

水産研究センター

総務室

- (1) 公印の管理に関すること。
- (2) 文書の取扱いに関すること。
- (3) 職員の人事、給与及び服務に関すること。
- (4) 予算、決算その他会計事務に関すること。
- (5) 生産物の処理に関すること。
- (6) 土地、建物、工作物、機械等の維持管理に関すること。
- (7) 臨時労務の管理に関すること。
- (8) センター内の取締りに関すること。
- (9) その他他の主管に属しないこと。

普及情報室

- (1) 水産業に関する普及指導に関すること。
- (2) 試験研究の総合調整及び研究成果の普及に関すること。
- (3) 漁業後継者対策その他漁業の担い手対策に関すること。
- (4) 関係機関及び関係団体との連携に関すること。

環境資源室

- (1) 水産資源及び漁場環境の調査研究に関すること。
- (2) 漁海況の調査に関すること。
- ③ 漁場の保全及び開発に関する調査研究に関すること。
- (4) 水産動植物の利用加工に関する試験研究に関すること。
- (5) 水産業に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (6) その他水産業に関する試験研究及び調査に関すること(他の主管に属するものを除く。)。

養殖推進室

- (1) 水産動植物の増殖及び養殖に関する試験研究及び調査に関すること。
- (2) 種苗の生産及び放流に関する試験研究及び調査に関すること。
- (3) 水産資源の培養管理技術の研究開発に関すること。
- (4) 水産動植物の病害に関する調査研究に関すること。
- (5) 水産動植物の種苗の生産に関すること。
- (6) 生産された種苗の供給に関すること。
- (7) 水産増養殖に関する技術指導に関すること。

魚類検査室

- (1) 養殖業に係る水産動物の疾病の予防、診断、治療等に関すること。
- (2) 前号に係る知識の普及及び技術指導に関すること。

栽培資源研究所

総務室

- (1) 公印の管理に関すること。
- (2) 文書の取扱いに関すること。
- (3) 職員の人事、給与及び服務に関すること。
- (4) 予算、決算その他会計事務に関すること。
- (5) 生産物の処理に関すること。
- (6) 土地、建物、工作物、機械等の維持管理に関すること。
- (7) 臨時労務の管理に関すること。

- (8) 研究所内の取締りに関すること。
- (9) その他他の主管に属しないこと。

浅海調査室

- (1) 漁海況の速報に関すること。
- (2) 水産動植物の利用加工に関する相談に関すること。
- (3) 環境資源室の項第1号から第3号まで、第5号及び第6号 に掲げる事務に関すること。

増殖技術室

- (1) 養殖推進室の項各号に掲げる事務に関すること。
- (2) 内水面漁業に関する試験研究及び調査に関すること。

(服務)

- 第3条 <u>所長(研究所の長に限る。第5項を除き、以下同じ。)</u>は、 知事の命を受け、<u>所務</u>を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 次長は、<u>所長</u>を補佐し、<u>所長</u>に事故があるときは、その職務を 代行する。
- 3 部長は、上司の命を受け、部の事務を掌理する。
- 4 センター長は、上司の命を受け、センターの事務を掌理する。
- 5 所長(研究所の長を除く。)は、上司の命を受け、所の事務を 掌理する。
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略
- 11 省略
- 12 船長は、上司の命を受け、試験船の管理及び運航に係る業務を総括する。
- 13 機関長は、上司の命を受け、専門技術に従事する。
- 14 省略
- 15 主事、技師及びその他の職員は、上司の命を受け、<u>所務</u>に従事する。

(専決事項)

- 第4条 <u>所長</u>の専決処理すべき事項は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (1) 常例に属する事務の執行に関すること。
 - (2) 所務に関し職名又は研究所名で文書を施行すること。
 - (3) 省略
 - (4) 省略
 - (5) 省略
 - (6) 省略
 - (7) 省略
 - (8) 省略
 - (9) 省略
- 2 部長、センター長及び栽培資源研究所長は、次に掲げる事務を 専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるもの については、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。
 - (1) 部、センター又は所の業務に関し研究所長名又は研究所名で文書を施行すること。

(服務)

第3条 場長

Ι±

知事の命を受け、場務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 次長は、<u>場長</u>を補佐し、<u>場長</u>に事故があるときは、その職務を 代行する。
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- <u>10</u> 主事_____及びその他の職員は、上司の命を受け、<u>場務</u>に従事する。

(専決事項)

- 第4条 <u>場長</u>の専決処理すべき事項は、次の各号に掲げるとおりと する。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あら かじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (1) 場務に関し職名又は場名 で文書を施行すること。
 - (2) 省略
 - (3) 省略
 - (4) 省略
 - (5) 省略
 - (6) 省略 (7) 省略
 - (8) 1,000万円未満の税外収入(寄附の決定を除く。)の徴収に関すること。
 - (9) 1件500万円未満の支出を伴う事件(工事を除く。)の決定及びその執行に関すること。
 - (10) 省略

- (2) 所属職員の出張に関すること。
- (3) 所属職員の休暇、育児休業等その他服務に関すること。
- (4) 所属職員の事務分掌に関すること。
- (5) 1,000万円未満の税外収入(寄附の受入れの決定を除く。)の 徴収に関すること。
- (6) 1件500万円未満の支出を伴う事件(工事を除く。)の決定及びその執行に関すること。
- (7) 研修生の決定に関すること(林業研究センター長に限る。)。
- (8) 技術研修施設及び研修室の使用の許可に関すること(林業研究センター長に限る。)。
- (9) 技術研修施設、展示研修施設及び東温研修地の使用の制限の 措置に関すること(林業研究センター長に限る。)。
- (10) 技術研修施設、展示研修施設及び東温研修地の休館日における開館に関すること(林業研究センター長に限る。)。
- (11) その他軽易な事項
- 3 みかん研究所長及び養鶏研究所長は、次に掲げる事務を専決することができる。
 - (1) 所務に関し研究所長名又は研究所名で文書を施行すること。
 - (2) 所属職員の出張に関すること。
 - (3) 所属職員の休暇、育児休業等その他服務に関すること。
 - (4) 所属職員の事務分掌に関すること。
 - (5) その他軽易な事項

(代決事項)

- 第5条 所長が不在のときは、次長がその事務を代決する。
- 2 所長及び次長がともに不在のときは、あらかじめ所長が指定し た職員がその事務を代決する。
- 3 部長、センター長又は栽培資源研究所長が不在のときは、あらかじめ部長、センター長又は栽培資源研究所長が指定した職員がその事務を代決する。
- <u>4</u> <u>前3項</u>の規定により代決した事項で重要なものについては、後 関を受けなければならない。

(報告)

- 第6条 所長は、試験、研究及び調査の結果について、業務終了の 都度業務成績を、翌年度の5月末日までに年度業務成績を知事に 報告しなければならない。
- 2 林業研究センター長は、研修、知識の普及及び指導の実施につ いて、翌年度の5月末日までに年度業務実績を知事に報告しなければならない。

(細則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、事務の処理について必要な事項は、所長が知事の承認を得て定める。

(他の規程の準用)

第8条 研究所の事務の処理については、この訓令及び前条の規定 により定められたもののほか、愛媛県処務細則(昭和29年愛媛県 訓令第5号)の例による。 (代決事項)

第5条 場長が不在のときは、次長がその事務を代決する。

<u>2</u> <u>前項</u>の規定により代決した事項で重要なものについては、後 関を受けなければならない。

(報告)

第6条 場長は、試験、研究及び調査の結果について、業務終了の 都度業務成績を、翌年度の5月末日までに年度業務成績を知事に 報告しなければならない。

(細則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、事務の処理について必要な事項は、場長が知事の承認を得て定める。

(他の規程の準用)

第8条 <u>試験場</u>の事務の処理については、この訓令及び前条の規定 により定められたもののほか、愛媛県処務細則(昭和29年愛媛県 訓令第5号)の例による。

(須賀川ダム操作規則の一部改正)

第11条 須賀川ダム操作規則(昭和52年愛媛県訓令第28号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(洪水警戒体制)	(洪水警戒体制)
第13条 南予地方局須賀川ダム管理事務所長 (以下「所長」とい	第13条 宇和島地方局須賀川ダム管理事務所長(以下「所長」とい

- う。)は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、洪水 警戒体制をとらなければならない。
- (1)・(2) 省略

(洪水警戒体制時における措置)

- **第14条** 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとつたときは、 直ちに次の各号に掲げる措置をとらなければならない。
 - (1) 土木部河川港湾局河川課、<u>南予地方局建設部</u>、松山地方気象 台その他関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及 び情報の収集を密にすること。
 - (2)~(4) 省略

- う。)は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、洪水 警戒体制をとらなければならない。
- (1)・(2) 省略

(洪水警戒体制時における措置)

- 第14条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとつたときは、 直ちに次の各号に掲げる措置をとらなければならない。
 - (1) 土木部河川港湾局河川課、<u>宇和島地方局</u>、松山地方気象 台その他関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及 び情報の収集を密にすること。
- (2)~(4) 省略

(愛媛県青少年対策本部規程の一部改正)

第12条 愛媛県青少年対策本部規程(昭和54年愛媛県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表 (第3条関係)	別表 (第3条関係)
	_1 教育長
1 省略	2 省略
2 省略	<u>3</u> 省略
3 副教育長	
4 省略	4 省略

(愛媛県下請企業指導班規程の一部改正)

第13条 愛媛県下請企業指導班規程(昭和54年愛媛県訓令第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改正前
(組織)	(組織)
第3条 班は、経済労働部産業支援局経営支援課地域産業係	第3条 班は、経済労働部産業支援局経営支援課地場産業係及び経
に属する職員 <u>及び</u> 同課に属するその他の職員のうちか	<u>営革新係</u> に属する職員 <u>並びに</u> 同課に属するその他の職員のうちか
ら、経済労働部長が指定する者をもつて組織する。	ら、経済労働部長が指定する者をもつて組織する。

(山財ダム操作規則の一部改正)

第14条 山財ダム操作規則(昭和56年愛媛県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 改 正 前 後 (洪水警戒体制) (洪水警戒体制) 第13条 南予地方局山財ダム管理事務所長 (以下「所長」という。) 第13条 宇和島地方局山財ダム管理事務所長(以下「所長」という。) は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、洪水警戒体 は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、洪水警戒体 制をとらなければならない。 制をとらなければならない。 (1)・(2) 省略 (1)・(2) 省略 (洪水警戒体制における措置) (洪水警戒体制における措置) 第14条 所長は、前条の規定により、洪水警戒体制をとつたときは、 第14条 所長は、前条の規定により、洪水警戒体制をとつたときは、 直ちに次の各号に掲げる措置をとらなければならない。 直ちに次の各号に掲げる措置をとらなければならない。 (1) 土木部河川港湾局河川課、<u>宇和島地方局</u>、松山地方気象 (1) 土木部河川港湾局河川課、南予地方局建設部、松山地方気象 台その他関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及 台その他関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及 び情報の収集を密にすること。 び情報の収集を密にすること。 (2)~(4) 省略 (2)~(4) 省略

(愛媛県土木部工事執行事務取扱要綱の一部改正)

第15条 愛媛県土木部工事執行事務取扱要綱(昭和56年愛媛県訓令第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

(工事の執行の区分)

- 第2条 工事の執行は、次の各号に掲げる工事の区分により行うものとする。
 - (1) 本庁執行工事(1件の設計金額(入札に付すべき金額(材料を支給する場合は、支給材料の金額を加算した金額)をいう。 以下同じ。)が5億円以上の工事、本庁設計に係る工事又は特に本庁執行の必要があると認めた工事をいう。以下同じ。)
 - (2) 地方局執行工事(1件の設計金額が5億円未満の工事(本庁 設計に係る工事及び特に本庁執行の必要があると認めた工事を 除く。)をいう。以下同じ。)

(業者選定伺)

- 第4条 本庁執行工事に関しては、工事の入札及び契約を主管する課(建築住宅課所管の工事で、1件の設計金額が5億円未満のものについては、建築住宅課。以下「入札・契約主管課」という。)で立案する業者選定伺(様式第3号)により決裁を受けるものとする。
- 2 省略
- 3 地方局設計に係る工事で1件の設計金額が<u>5億円</u>以上のものに関しては、地方局長(以下「局長」という。)は次に掲げる書類各1通を、主管課長は工事概要書1通を入札・契約主管課長あて親展で提出しなければならない。

(1)~(4) 省略

4・5 省略

(予定価格の決定)

第6条 省略

- 2 地方局執行工事の予定価格は、<u>1億円以上5億円未満</u>のものは局長が、<u>1億円</u>未満のものは建設部長(地方局土木事務所に係るものにあつては、地方局土木事務所長)が定めるものとする。 (工事の中止及び延期)
- 第9条 局長は、本庁執行工事(地方局設計に係るものに限る。) について、愛媛県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は 処分に関する条例(昭和39年愛媛県条例第4号)第2条の規定に よる工事の中止又は延期をする必要が生じたときはその理由を付して工事中止(延期)伺(様式第9号)を、その他 の工事の中止又は延期をしたときは工事中止(延期)報告書(様式第10号)を主管課に送付しなければならない。

2~6 省略

改 正

(工事の執行の区分)

- 第2条 工事の執行は、次の各号に掲げる工事の区分により行うものとする。
 - (1) 本庁執行工事(1件の設計金額(入札に付すべき金額(材料を支給する場合は、支給材料の金額を加算した金額)をいう。 以下同じ。)が1億円以上の工事、本庁設計に係る工事又は特に本庁執行の必要があると認めた工事をいう。以下同じ。)
 - (2) 地方局執行工事(1件の設計金額が1億円未満の工事(本庁 設計に係る工事及び特に本庁執行の必要があると認めた工事を 除く。)をいう。以下同じ。)

(業者選定伺)

- 第4条 本庁執行工事に関しては、工事の入札及び契約を主管する課(建築住宅課所管の工事で、1件の設計金額が1億円未満のものについては、建築住宅課。以下「入札・契約主管課」という。)で立案する業者選定伺(様式第3号)により決裁を受けるものとする。
- 2 省略
- 3 地方局設計に係る工事で1件の設計金額が<u>1億円</u>以上のものに関しては、地方局長(以下「局長」という。)は次に掲げる書類各1通を、主管課長は工事概要書1通を入札・契約主管課長あて親展で提出しなければならない。

(1)~(4) 省略

4・5 省略

(予定価格の決定)

第6条 省略

- 2 地方局執行工事の予定価格は、7 000万円以上1億円未満のもの は局長が、7 000万円未満のものは建設部長(地方局土木事務所に 係るものにあつては、地方局土木事務所長)が定めるものとする。 (工事の中止及び延期)
- 第9条 局長は、本庁執行工事(地方局設計に係るものに限る。) について、30日を超える

____工事の中止又は延期をする必要が生じたときはその理由を付して工事中止(延期)伺(様式第9号)を、30日以内の工事の中止又は延期をしたときは工事中止(延期)報告書(様式第10号)を主管課に送付しなければならない。

2~6 省略

(黒瀬ダム操作規則の一部改正)

第16条 黒瀬ダム操作規則(昭和58年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 1

o TF ii

(洪水警戒体制)

- 第14条 東予地方局黒瀬ダム管理事務所長(以下「所長」という。) は、松山地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられ た場合は、洪水警戒体制をとらなければならない。
- 2 省略

(洪水警戒体制における措置)

第15条 所長は、前条の規定により、洪水警戒体制をとつた場合は、

(洪水警戒体制)

- 第14条 西条地方局黒瀬ダム管理事務所長(以下「所長」という。) は、松山地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられ た場合は、洪水警戒体制をとらなければならない。
- 2 省略

(洪水警戒体制における措置)

第15条 所長は、前条の規定により、洪水警戒体制をとつた場合は、

直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 土木部河川港湾局河川課、東予地方局建設部、松山地方気象 台その他細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関す る観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) 省略

直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 土木部河川港湾局河川課、西条地方局建設部、松山地方気象 台その他細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関す る観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) 省略

(愛媛県長寿社会対策本部規程の一部改正)

第17条 愛媛県長寿社会対策本部規程(昭和59年愛媛県訓令第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表 (第3条関係)	別表 (第3条関係)
1~6 省略	1~6 省略
7 副教育長	7 教育長
8 省略	8 省略

(愛媛県地方局男女共同参画推進班規程の一部改正)

3 地方局健康福祉環境部地域福祉課長

4 地方局健康福祉環境部健康増進課長

5 地方局産業経済部産業振興課商工観光室長

6 地方局産業経済部産業振興課地域農業室長

第18条 愛媛県地方局男女共同参画推進班規程(昭和59年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。					
改 正 後	改 正 前				
(設置)	(設置)				
第1条 地方における男女共同参画社会づくりの総合的かつ効果的	第1条 地方における男女共同参画社会づくりの総合的かつ効果的				
な推進を図るため、 <u>地方局</u> に男女共同参画	な推進を図るため、 <u>地方局総務県民部県民生活課</u> に男女共同参画				
推進班(以下「班」という。)を設置する。	推進班(以下「班」という。)を設置する。				
(所掌事務)	(所掌事務)				
第2条 班は、次の各号に掲げる事務を所掌する。	第2条 班は、次の各号に掲げる事務を所掌する。				
(1)·(2) 省略	(1)·(2) 省略				
(3) その他男女共同参画社会づくりの推進に関すること	(3) 女性関係団体 に関すること(他の主管				
	に属するものを除く。)。				
(職制)	(職制)				
第3条 班に班長を置き、 <u>地方局総務企画部長</u> の職にあ	第3条 班に班長を置き、 <u>地方局総務県民部県民生活課長</u> の職にあ				
る者をもつて充てる。	る者をもつて充てる。				
2 班に副班長を置き、地方局総務企画部総務県民課長の職にある					
者をもつて充てる。_					
3 班に班員を置き、	2 班に班員を置き、地方局総務県民部県民生活課生活者係の職員				
別表に掲げる職にある者をもつて充て、又は委嘱する。	<u>及び</u> 別表に掲げる職にある者をもつて充て、又は委嘱する。				
((班長の職務)				
第4条 省略	第4条 省略				
2 副班長は、班長を補佐する。					
(庶務)					
第5条 班の庶務は、地方局総務企画部総務県民課において処理す					
<u>る。</u>					
第6条 省略	第5条 省略				
別表 (第3条関係)	別表 (第3条関係)				
1 地方局総務企画部総務県民課消防防災安全室長	1 地方局総務県民部総務調整課調整管理係長				
2 地方局総務企画部地域政策課長	2 地方局総務県民部県民生活課交通消防係長				

3 地方局健康福祉環境部地域福祉課福祉推進係長(今治地方

4 地方局健康福祉環境部健康増進課健康づくり推進係長

5 地方局健康福祉環境部健康増進課精神保健係長

6 地方局健康福祉環境部健康増進課感染症対策係長

局にあつては、福祉推進・生活保護係長)

- 7 地方局産業経済部森林林業課長
- 8 地方局産業経済部水産課長
- 9 地方局建設部管理課長
- 10 地方局総務企画部支局総務県民室長
- 11 地方局健康福祉環境部支局福祉室長(南予地方局に限る。)
- 12 地方局健康福祉環境部支局健康増進課長
- 13 地方局産業経済部支局商工観光室長
- 14 地方局産業経済部支局地域農業室長
- 15 地方局産業経済部支局森林林業課長
- 16 地方局産業経済部支局水産課長
- 17 婦人相談所長(中予地方局に限る。)
- 18 高等技術専門校長
- 19 教育事務所長

- 7 地方局健康福祉環境部健康増進課難病・母子保健係長
- 8 地方局産業経済部商工労政課商工労政係長
- 9 地方局産業経済部農政普及課地域農業室担い手支援係長
- 10 地方局産業経済部農政普及課地域農業室担当係長(地方局 <u>長が指定する者に限る。)</u>
- 11 地方局産業経済部森林林業課森づくり係長
- 12 地方局産業経済部水産課水産係長
- 13 婦人相談所指導係長(松山地方局に限る。)
- 14 高等技術専門校教務主任 (地方局長が指定する者に限る。)
- 15 教育事務所社会教育課長

(愛媛県男女共同参画推進本部規程の一部改正)

第19条 愛媛県男女共同参画推進本部規程(平成2年愛媛県訓令第7号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表2(第6条関係)	別表 2 (第 6 条関係)
1~9 省略	1~9 省略
10 教育委員会事務局管理部教育総務課長	10 教育委員会事務局教育総務課長
11 省略	11 省略

(愛媛県県民総合相談プラザ及び県民相談プラザ規程の一部改正)

第20条 愛媛県県民総合相談プラザ及び県民相談プラザ規程(平成3年愛媛県訓令第6号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	25	攵	Œ	後		改	正	前
--	----	---	---	---	--	---	---	---

(設置)

- 第1条 親切行政を推進するとともに、県民の声を県政に反映させ ることにより、開かれた県政の推進に資するため、企画情報部秘 書広報局広報広聴課に県民総合相談プラザを、地方局総務企画部 に県民相談プラザを設置する。
- 2 県民総合相談プラザ及び県民相談プラザの設置場所は、次表の とおりとする。

区分	設置場所
県民総合相談プラザ	<u>本庁</u>
	東予地方局、東予地方局今治支局、
県民相談プラザ	中予地方局、南予地方局、南予地方
	<u>局八幡浜支局</u>

(県民相談プラザの組織)

第5条 県民相談プラザは、室長、室長補佐、室員並びに地方局総 務企画部地域政策課及び支局総務県民室に兼務を命ぜられた職員 をもって組織する。

(県民相談プラザの職制)

- 第6条 室長は、地方局総務企画部長及び支局長の職にある者をも って充てる。
- 2 室長補佐は、地方局総務企画部地域政策課長補佐及び支局総務

(設置)

第1条 親切行政を推進するとともに、県民の声を県政に反映させ ることにより、開かれた県政の推進に資するため、企画情報部秘 書広報局広報広聴課に県民総合相談プラザを、地方局総務県民部 に県民相談プラザを設置する。

(県民相談プラザの組織)

第5条 県民相談プラザは、室長、室長補佐、室員及び地方局総務 に兼務を命ぜられた職員 県民部総務調整課 をもって組織する。

(県民相談プラザの職制)

- 第6条 室長は、地方局総務県民部長 って充てる。
- 2 室長補佐は、地方局総務県民部総務調整課長補佐

県民室地域政策班長の職にある者をもって充てる。

- 3 室員は、<u>地方局総務企画部地域政策課地域振興係及び支局総務</u> <u>県民室地域政策係</u> に属する職員をもって充て
- ______の職にある者をもって充てる。 地方局総務県民部総務調整課企画広報係(会議
- 3 室員は、<u>地方局総務県民部総務調整課企画広報係(今治地方局</u> <u>にあっては、企画広報・しまなみ係)</u>に属する職員をもって充て る。

(愛媛県廃棄物対策班規程の一部改正)

第21条 愛媛県廃棄物対策班規程(平成3年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後 改 正 前

(庶務)

第5条 班の庶務は、県民環境部環境局<u>循環型社会推進課</u>において 処理する。

別表(第3条関係)

- 1 省略
- 2 県民環境部環境局循環型社会推進課長
- 3~14 省略
- 15 産業技術研究所企画管理部長
- 16 農林水産研究所企画管理部長
- 17 農林水産研究所林業研究センター長
- 18 農林水産研究所水産研究センター長

(庶務)

第5条 班の庶務は、県民環境部環境局<u>廃棄物対策課</u>において 処理する。

別表(第3条関係)

- 1 省略
- 2 県民環境部環境局廃棄物対策課長
- 3~14 省略
- 15 工業技術センター研究企画課長
- 16 農業試験場長
- 17 林業技術センター所長
- 18 中予水産試験場長

(愛媛県文書管理規程の一部改正)

第22条 愛媛県文書管理規程(平成4年愛媛県訓令第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規程を同表の改正後の欄に掲げる規程に下線で示すように改正する。

改 正 後 改 正 前

(本庁における文書等の発送)

第35条 省略

- 2 文書等(前項ただし書の規定により発送する文書等を除く。以下この項及び次項において同じ。)を発送しようとするときは、午前9時から午後5時までの間に文書等を本庁内の郵便局に送付しなければならない。ただし、文書主管課長が定める機関に発送する文書等(急施を要する文書等その他文書主管課長が定める文書等を除く。)については、午後4時 までに文書主管課に送付しなければならない。
- 3・4 省略

(県報の原稿の提出)

第38条 定期発行の県報に掲載を行おうとする場合は、原稿を、本 庁で行う場合にあっては決裁文書と、地方局で行う場合にあって は県報掲載書(様式第8号)とともに、掲載を希望する日の7日 前の正午(その日が休日等に当たるときは、その日の前日の正午) までに文書主管課長に提出しなければならない。

(県報発行の手続)

第39条 省略

2 文書主管課長は、県報発行手続を終了したときは、決裁文書<u>又</u> <u>は県報掲載書</u>に掲載済の表示をし、速やかに決裁文書<u>又は県報掲</u> 載書を主務課に返さなければならない。

(県報の号外発行)

第41条 主務課長は、県報の号外発行を必要とするときは、原稿を 提出する際に県報号外発行依頼書(<u>様式第9号</u>)を文書主管課長 に提出しなければならない。 (本庁における文書等の発送)

第35条 省略

- 2 文書等(前項ただし書の規定により発送する文書等を除く。以下この項及び次項において同じ。)を発送しようとするときは、午前9時から午後5時までの間に文書等を本庁内の郵便局に送付しなければならない。ただし、文書主管課長が定める機関に発送する文書等(急施を要する文書等その他文書主管課長が定める文書等を除く。)については、午後3時30分までに文書主管課に送付しなければならない。
- 3・4 省略

(県報の原稿の提出)

第38条 定期発行の県報に掲載を行おうとする場合は、原稿を、<u>決</u> 裁文書と

ともに、掲載を希望する日の7日前の正午(その日が休日等に当たるときは、その日の前日の正午)までに文書主管課長に提出しなければならない。

(県報発行の手続)

第39条 省略

2 文書主管課長は、県報発行手続を終了したときは、決裁文書______に掲載済の表示をし、速やかに決裁文書_____

を主務課に返さなければならない。

(県報の号外発行)

第41条 主務課長は、県報の号外発行を必要とするときは、原稿を 提出する際に県報号外発行依頼書(<u>様式第8号</u>)を文書主管課長 に提出しなければならない。 (令達の書式及び番号)

第44条 省略

- 2 省略
- (1) 条例、規則、告示及び訓令 条例等番号簿(<u>様式第10号</u>)による番号
- (2) 訓 訓番号簿(様式第11号)による番号
- (3) 省略
- 3・4 省略

(文書の発信者名)

第46条 施行する文書の発信者名は、次に掲げるところによる。

- (1) 令達は、知事名を用いること。<u>ただし、地方機関に委任された事務(以下「委任事務」という。</u>)に係る文書については、当該地方機関の長名を用いること。
- (2) 中央官庁、地方公共団体 その他の団体又は個人に対する文書には、知事名若しくは会計管理者名(知事の権限に属する事務に係る文書の場合を除く。)若しくは地方機関の長名(委任事務に限る。)を用いること。ただし、軽易な事項については、本庁の部の長若しくは会計管理者(知事の権限に属する事務に係る文書の場合を除く。)若しくは出納局長若しくは地方機関の長又は本庁の部若しくは地方機関の名を用いることができる。
- (3) 本庁の<u>各部局課室</u>又は各地方機関に対する文書には、本庁の 部の長、会計管理者(知事の権限に属する事務に係る文書の場 合を除く。)若しくは出納局長若しくは地方機関の長又は本庁 の部若しくは地方機関の名を用いること。ただし、軽易な事項 については、本庁の<u>局若しくは課若しくは室</u>の長若しくは地方 機関の部<u>若しくは課若しくは室</u>の長又は本庁の<u>局若しくは</u>課若 しくは室の名を用いることができる。

(ファイル管理表の作成)

第49条 主務課長は、文書の処理が終了した都度、文書を大項目、中項目、小項目及び細項目に分類し、必要に応じファイル管理表(様式第12号)及びファイル管理総括表(様式第13号)(以下「ファイル管理表等」という。)に項目名等を登載して整理しなければならない。

2~4 省略

(完結文書の整理及び保管の方法)

- 2 システム完結文書以外の完結文書(以下「非システム完結文書」という。)は、完結後速やかにファイル管理表により分類された細項目ごとに、指定ファイル(<u>様式第14号</u>)にとじ込んで整理し、ファイル管理表による分類のとおり、所定の保管庫に収納して、保管しなければならない。
- 3 省略
- 4 前3項の規定により文書を整理する場合においては、件名索引 (<u>様式第15号</u>)を作成し、文書とともに保管しなければならない。 ただし、保存期間が5年以下の完結文書については、この限りで ない。

(保存文書引継書)

第58条 主務課長は、前条の規定により文書を引き継ごうとするときは、保存文書引継書(<u>様式第16号</u>)に必要事項を記入して文書主管課長等に提出しなければならない。この場合において、地方機関の主務課長にあっては、保存文書引継書の写しを文書担当課長を経由して文書主管課長に提出しなければならない。

(令達の書式及び番号)

第44条 省略

- 2 省略
- (1) 条例、規則、告示及び訓令 条例等番号簿(<u>様式第9号</u>)による番号
- (2) 訓 訓番号簿(様式第10号)による番号
- (3) 省略
- 3・4 省略

(文書の発信者名)

第46条 施行する文書の発信者名は、次に掲げるところによる。

(1) 令達は、知事名を用いること。

(2) 中央官庁 <u>又は地方公共団体</u>	その他の団体	に対	する文書
には、知事名若しくは会計管理	₹者名(知事	の権限に属す	る事務に
係る文書の場合を除く。)			
又は県名			を用いる
こと。ただし、軽易な事項にて	いては、本	庁の部の長老	もしくは会
計管理者(知事の権限に属する	る事務に係る	文書の場合	を除く。)
若しくは出納局長	又	は本庁の部_	
の名を用いることがで	きる。		
(3) 本庁の各部課 又は各地	方機関に対す	る文書には	、本庁の
部の長、会計管理者(知事の	権限に属する	5事務に係る	文書の場
合を除く。)若しくは出納局	長若しくはタ	也方機関の長	又は本庁
の部若しくは地方機関の名を	用いること。	ただし、軽	易な事項
については、本庁の	課	の長若し	くは地方
機関の部	_の長又は2	を庁の	課
の名を用いることが	できる。		

(ファイル管理表の作成)

第49条 主務課長は、文書の処理が終了した都度、文書を大項目、中項目、小項目及び細項目に分類し、必要に応じファイル管理表(様式第11号)及びファイル管理総括表(様式第12号)(以下「ファイル管理表等」という。)に項目名等を登載して整理しなければならない。

2~4 省略

(完結文書の整理及び保管の方法)

第51条 省略

- 2 システム完結文書以外の完結文書(以下「非システム完結文書」という。)は、完結後速やかにファイル管理表により分類された 細項目ごとに、指定ファイル(<u>様式第13号</u>)にとじ込んで整理し、 ファイル管理表による分類のとおり、所定の保管庫に収納して、 保管しなければならない。
- 3 省略
- 4 前3項の規定により文書を整理する場合においては、件名索引 (様式第14号)を作成し、文書とともに保管しなければならない。 ただし、保存期間が5年以下の完結文書については、この限りで ない。

(保存文書引継書)

第58条 主務課長は、前条の規定により文書を引き継ごうとするときは、保存文書引継書(<u>様式第15号</u>)に必要事項を記入して文書主管課長等に提出しなければならない。この場合において、地方機関の主務課長にあっては、保存文書引継書の写しを文書担当課長を経由して文書主管課長に提出しなければならない。

2	省略
	(保存文書の利用)

第61条 省略

- 2 保存文書のうち、非システム完結文書(文書システムにファイ ル情報が登録されたものを除く。)を利用しようとする職員は、 保存文書利用簿 (様式第17号)に必要事項を記入し、文書主管課 長等に申し込まなければならない。
- 3~6 省略

書式第1号(第44条関係) 令達の書式

- 1・2 省略
- 3 告示

省略							
	発	信	者	職	氏	名	

- 4・5 省略

達	
省略	
	発信者職氏名

7 指令

省略		
		発信者職氏名

樣式第9号(第41条関係) 県報号外発行依頼書

	県報	号外発行依頼書			
文書主管課長	様				
			第		号
			年	月	日
			主務	課長	
省略					
掲載文書の題名又は	は件名				
担当者職日	E 名				
備	考				

樣式第11号 省略 樣式第12号 省略 樣式第13号 省略 **樣式第14号** 省略 樣式第15号 省略 樣式第16号 省略

様式第17号 省略

様式第10号 省略

2 省略

(保存文書の利用)

第61条 省略

- 2 保存文書のうち、非システム完結文書(文書システムにファイ ル情報が登録されたものを除く。)を利用しようとする職員は、 保存文書利用簿(様式第16号)に必要事項を記入し、文書主管課 長等に申し込まなければならない。
- 3~6 省略

書式第1号(第44条関係) 令達の書式

- 1・2 省略
- 3 告示

省略			
	愛媛県知事	氏	名

- 4・5 省略
- 6 達

省略			
	愛媛県知事	氏	名

7 指令

111 4	
省略	
	発信者職氏名

樣式第8号(第41条関係) 県報号外発行依頼書

	県報	号外発行依頼書			
私学文書課長	様				
			年	月	日
			課長		ED
省略					
掲載文書の題名又は	は件名				
備	考				

様式第9号 省略 様式第10号 省略 様式第11号 省略 **樣式第12号** 省略 **樣式第13号** 省略 樣式第14号 省略 様式第15号 省略 様式第16号 省略

第23条 愛媛県文書管理規程(平成4年愛媛県訓令第1号)の一部を次のように改正する。 様式第7号の次に次の1様式を加える。

樣式第8号(第38条、第39条関係) 県報掲載書

県報掲載書

第 号

年 月 日

文書主管課長 様

主務課長

年 月 日の県報に、次の告示(公告)を掲載してください。

担当者職氏名

文書主管課長の県報掲載済確認欄

(台ダム操作規則の一部改正)

第24条 台ダム操作規則(平成4年愛媛県訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後 改 正 前

(洪水警戒体制)

第11条 東予地方局台ダム管理事務所長(以下「所長」という。) は、松山地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられた場合は、洪水警戒体制を執らなければならない。

2 省略

(洪水警戒体制における措置)

- 第12条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執った場合は、 直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。
- (1) 土木部河川港湾局河川課、東予地方局今治土木事務所、松山地方気象台その他細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) 省略

(洪水警戒体制)

- 第11条 今治地方局台ダム管理事務所長(以下「所長」という。) は、松山地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられた場合は、洪水警戒体制を執らなければならない。
- 2 省略

(洪水警戒体制における措置)

- 第12条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執った場合は、 直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。
 - (1) 土木部河川港湾局河川課、今治地方局建設部 、松山地方気象台その他細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) 省略

(愛媛県地方局県民情報室規程の一部改正)

第25条 愛媛県地方局県民情報室規程(平成5年愛媛県訓令第11号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後 改 正 前

(設置)

第1条 情報公開制度及び個人情報保護制度の円滑な実施を図るとともに、行政資料の有償頒布を行うため、地方局総務企画部総務県民課及び支局総務県民室並びに四国中央庁舎、西条第二庁舎、久万高原庁舎、大洲庁舎、西予庁舎及び愛南庁舎(以下「出先庁舎」という。)の地方局長が定める課所に、情報公開窓口及び個人情報保護窓口並びに行政資料有償頒布窓口として地方局県民情報室を設置する。

別表第1(第2条関係)

名称	所管区域
省略	
東予地方局県民情報室	省略
省略	
今治支局地方局県民情報室	省略
中予地方局県民情報室	省略
省略	
八幡浜支局地方局県民情報室	省略
省略	
南予地方局県民情報室	省略
省略	

別表第2(第5条関係)

1 <u>地方局総務企画部総務県民課及び支局総務県民室</u>に設置する地 方局県民情報室

室長 <u>地方局総務企画部総務県民課長及び支局総務県民室長</u> の職にある者

室員 地方局総務企画部総務県民課長補佐及び支局総務県民 室長補佐の職にある者 地方局総務企画部総務県民課総務係及び支局総務県民 室総務県民防災グループに属する職員 (設置)

第1条 情報公開制度及び個人情報保護制度の円滑な実施を図るとともに、行政資料の有償頒布を行うため、地方局総務県民部総務調整課 並びに四国中央庁舎、西条第二庁舎、久万高原庁舎、大洲庁舎、西予庁舎及び愛南庁舎(以下「出先庁舎」という。)の地方局長が定める課所に、情報公開窓口及び個人情報保護窓口並びに行政資料有償頒布窓口として地方局県民情報室を設置する。

別表第1(第2条関係)

名称	所管区域
省略	
西条地方局県民情報室	省略
省略	
今治地方局県民情報室	省略
松山地方局県民情報室	省略
省略	
八幡浜地方局県民情報室	省略
省略	
宇和島地方局県民情報室	省略
省略	

別表第2(第5条関係)

1 地方局総務県民部総務調整課

に設置する地

方局県民情報室

室長	地方局総務県民部総務調整課長
	の職にある者

	の職にある者
室員	地方局総務県民部総務調整課長補佐

の職にある者

地方局総務県民部総務調整課調整管理係

_に属する職員

2 省略 2 省略

(愛媛県農業総合対策推進班規程の一部改正)

第26条 愛媛県農業総合対策推進班規程(平成6年愛媛県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後 改 正 前

別表(第3条関係)

- 1・2 省略
- 3 農林水産部管理局農政課構造改革班長
- 4・5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 農林水産部管理局ブランド戦略課技術課長補佐
- 10 農林水産部管理局プランド戦略課えひめプランド係長
- 11 農林水産部管理局ブランド戦略課流通戦略係長
- 12 農林水産部管理局プランド戦略課農産物安全係長
- 13 省略
- 14 省略
- 15 省略
- 16 省略
- 17 農林水産部農業振興局農産園芸課技術課長補佐(農林水産 部長が指定するものに限る。)

- 18 農林水産部農業振興局農産園芸課普及指導係長
- 19 農林水産部農業振興局農産園芸課果樹係長
- 20 農林水産部農業振興局農産園芸課米麦係長
- 21 農林水産部農業振興局農産園芸課環境農業係長
- 22 農林水産部農業振興局農産園芸課担い手対策推進室技術室 長補佐
- 23 農林水産部農業振興局農産園芸課担い手対策推進室農地活 用係長
- 24 農林水産部農業振興局農産園芸課担い手対策推進室担い手 育成係長
- 26・27 省略
- 28 農林水産部農業振興局畜産課酪農飼料係長
- 29~31 省略

別表(第3条関係)

- 1・2 省略
- 3 農林水産部管理局農政課長補佐(農林水産部長が指定する ものに限る。)
- 4・5 省略
- 6 農林水産部管理局農政課直接支払係長
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略
- 11 省略
- 12 省略
- 13 省略
- 14 農林水産部農業振興局農業経営課技術課長補佐
- 15 農林水産部農業振興局農業経営課担い手対策推進室技術室 長補佐
- 16 農林水産部農業振興局農業経営課担い手対策推進室農地活 用係長
- 17 農林水産部農業振興局農業経営課担い手対策推進室担い手 育成係長
- 18 農林水産部農業振興局農業経営課生産環境係長
- 19 農林水産部農業振興局農業経営課普及指導係長
- 20 農林水産部農業振興局農産園芸課技術課長補佐(農林水産 部長が指定するものに限る。)
- 21 農林水産部農業振興局農産園芸課果樹生産係長
- 22 農林水産部農業振興局農産園芸課農産対策係長
- 23 農林水産部農業振興局農産園芸課えひめブランド推進係長
- 24 農林水産部農業振興局農産園芸課流通対策係長
- 25 農林水産部農業振興局農産園芸課消費安全係長

- 26・27 省略
- 28 農林水産部農業振興局畜産課酪農振興係長
- 29~31 省略

(愛媛県地方局農業総合対策推進班規程の一部改正)

第27条 愛媛県地方局農業総合対策推進班規程(平成6年愛媛県訓令第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改 正 前
(職制)	(職制)
第4条 省略	第4条 省略
2 地方局推進班に副班長を置き、地方局産業経済部産業振興課長	2 地方局推進班に副班長を置き、地方局産業経済部農政普及課長
の職にある者をもって充てる。	の職にある者をもって充てる。
(庶務)	(庶務)
第6条 地方局推進班の庶務は、 <u>地方局産業経済部産業振興課</u> にお	第6条 地方局推進班の庶務は、地方局産業経済部農政普及課にお
いて処理する。	いて処理する。
別表 (第3条関係)	別表 (第3条関係)
1 省略	1 省略
2 地方局産業経済部産業振興課長	2 地方局産業経済部農政普及課長
3 地方局産業経済部農村整備課長(中予地方局及び南予地方	3 地方局産業経済部農村整備課長(松山地方局及び八幡浜地
<u>局八幡浜支局</u> にあっては、農村整備第一課長及び農村整備第	方局 にあっては、農村整備第一課長及び農村整備第
二課長)	二課長)
4 地方局産業経済部森林林業課長(中予地方局にあっては、	4 地方局産業経済部森林林業課長(松山地方局にあっては、
久万高原森林林業課長を含む。)	久万高原森林林業課長を含む。)
5 省略	5 省略
6 東予地方局家畜保健衛生所今治支所長、南予地方局家畜保	
健衛生所宇和島支所長	
7 病害虫防除所長	6 病害虫防除所長(西条地方局及び今治地方局にあっては東
	予支所長、八幡浜地方局及び宇和島地方局にあっては南予支
_	所長)
(愛媛県政策・予算班規程の一部改正)	-

第28条 愛媛県政策・予算班規程(平成7年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職制)	(職制)
第4条 省略	第4条 省略
2 班に副班長を置き、幹事課(愛媛県行政組織規則(昭和55年愛	2 班に副班長を置き、幹事課(愛媛県行政組織規則(昭和55年愛
媛県規則第15号)第6条第1項に規定する幹事課(会計課を除く。)	媛県規則第15号)第6条第1項に規定する幹事課
をいう。以下同じ。)の課長の職にある班員に知事が命ずる。	をいう。以下同じ。)の課長の職にある班員に知事が命ずる。

(愛媛県臓器移植支援センター規程の一部改正)

第29条 愛媛県臓器移植支援センター規程(平成10年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の開始後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(組織) 第3条 センターは、センター長、副センター長、 <u>総務調整課長、</u> <u>総務調整課長補佐</u> 、総務担当、検査担当及びコーディネート担当を もって組織する。	(組織)第3条 センターは、センター長、副センター長、<u>総務課長</u>、総務担当、検査担当及びコーディネート担当をもって組織する。
(職制) 第4条 省略 2 省略 3 <u>総務調整課長</u> は、研究所の <u>総務調整課長</u> の職にある者をもって 充てる。	(職制) 第4条 省略 2 省略 3 <u>総務課長</u> は、研究所の <u>総務課長</u> の職にある者をもって 充てる。

- 4 総務調整課長補佐は、研究所の総務調整課長補佐の職にある者をもって充てる。
- 5 総務担当は研究所の<u>総務調整課管理係長</u>の職にある者を、検査 担当は研究所の<u>衛生研究課疫学情報室疫学情報科</u>に属する職員 をもって充て、コーディネート担当は研究所に勤務する職員のう ちから研究所の所長が指定する。

(センター長等の職務)

第5条 省略

- 2 省略
- 3 総務調整課長は、センター長の命を受け、課の事務を掌理する。
- 4 総務調整課長補佐は、総務調整課長を補佐する。

4 総務担当は研究所の総務課庶務係長 の職にある者を、検査 担当は研究所の衛生研究課微生物試験室疫学情報科に属する職員 をもって充て、コーディネート担当は研究所に勤務する職員のう ちから研究所の所長が指定する。

(センター長等の職務)

第5条 省略

- 2 省略
- 3 総務課長 は、センター長の命を受け、課の事務を掌理する。

(愛媛県市町村合併推進本部規程の一部改正)

第30条 愛媛県市町村合併推進本部規程(平成13年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(地方本部)	(地方本部)
97条 省略	第7条 省略
2 省略	2 省略
3 地方本部長は地方局長の職にある者を、副地方本部長は <u>地方局</u>	3 地方本部長は地方局長の職にある者を、副地方本部長は地方属
<u>総務企画部長</u> の職にある者をもって充てる。	<u>総務県民部長</u> の職にある者をもって充てる。
~ 6 省略	4~6 省略
]表1 (第3条関係)	別表1 (第3条関係)
1~10 省略	1~10 省略
11 副教育長	11 西条地方局長
12 東予地方局長	12 今治地方局長
13 中予地方局長	13 松山地方局長
14 南予地方局長	14 八幡浜地方局長
	15 宇和島地方局長
川表 2(第6条関係)	別表 2 (第 6 条関係)
1~11 省略	1~11 省略
12 教育委員会事務局管理部教育総務課長	12 教育委員会事務局教育総務課長
13 東予地方局総務企画部地域政策課長	13 西条地方局総務県民部総務調整課長
14 中予地方局総務企画部地域政策課長	14 今治地方局総務県民部総務調整課長
15 南予地方局総務企画部地域政策課長	15 松山地方局総務県民部総務調整課長
	16 八幡浜地方局総務県民部総務調整課長
	17 宇和島地方局総務県民部総務調整課長

(愛媛県立医療技術大学処務規程の一部改正)

第31条 愛媛県医療技術大学処務規程(平成16年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の開始後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職務)	(職務)
第5条 省略	第5条 省略
2 ~ 9 省略	2~9 省略
10 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識	
及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、	
又は研究に従事する。	
11 省略	10 省略

12 省略	11 省略
13 省略	<u>12</u> 省略
<u>14</u> 省略	<u>13</u> 省略
<u>15</u> 省略	<u>14</u> 省略
<u>16</u> 省略	<u>15</u> 省略
<u>17</u> 省略	<u>16</u> 省略
<u>18</u> 省略	<u>17</u> 省略
19 省略	<u>18</u> 省略
20 省略	<u>19</u> 省略
	20 主査は、上司の命を受け、事務を処理するとともに、係長を補
	<u>佐する。</u>
21 省略	21 省略

(えひめブランド推進班規程の一部改正)

第32条 えひめブランド推進班規程(平成17年愛媛県訓令第11号の2)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職制) 第4条 省略 2 班に副班長を置き、農林水産部 <u>管理局ブランド戦略課長</u> の職に	(職制) 第4条 省略 2 班に副班長を置き、農林水産部 <u>えひめブランド推進監</u> の職に
ある班員をもって充てる。 (庶務) 第6条 班の庶務は、農林水産部管理局ブランド戦略課において処	ある班員をもって充てる。 (庶務) 第6条 班の庶務は、農林水産部 <u>農業振興局農産園芸課</u> において処
理する。 別表 (第3条関係)	理する。 別表 (第3条関係)
 1 省略 2 農林水産部管理局ブランド戦略課長 3・4 省略 5 経済労働部観光国際局観光物産課長補佐 6 農林水産部管理局農政課構造改革班長 	1 省略 2 農林水産部えひめプランド推進監 3・4 省略 5 経済労働部観光国際局観光交流課長補佐 6 農林水産部管理局農政課長補佐(農林水産部長が指定する者に限る。)
7 農林水産部管理局ブランド戦略課技術課長補佐 8 農林水産部農業振興局農産園芸課技術課長補佐(農林水産 部長が指定する者に限る。)	7 農林水産部農業振興局農業経営課技術課長補佐 8 農林水産部農業振興局農産園芸課技術課長補佐(農林水産
9~11 省略 12 教育委員会事務局文化スポーツ部保健スポーツ課長補佐(<u>副</u> 教育長が指定する者に限る。)	部長が指定する者に限る。) 9~11 省略 12 教育委員会事務局文化スポーツ部保健スポーツ課長補佐(教育長) 育長 が指定する者に限る。)

(愛媛県総務事務センター規程の一部改正)

第33条 愛媛県総務事務センター規程(平成18年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(設置)	(設置)
第1条 総務系業務	第1条 旅費の支出の集中処理業務を処理するとともに、総務系業
改革を推進するため、総務部新行政推進局行政システム改革課に総	務改革を推進するため、総務部新行政推進局行政システム改革課に
務事務センター(以下「センター」という。)を設置する。	総務事務センター(以下「センター」という。)を設置する。
(任務)	(任務)

第2	2条	センターは、	次に掲げる事項を処理する。

- (1) 省略
- (2) 総務系業務改革に係る情報システムの企画、開発及び運用等の総合調整に関すること。
- (3) 省略

(組織)

- 第3条 センターは、次の者をもって組織する。
 - (1) 総務部新行政推進局行政システム改革課長補佐の職にある者
 - (2) 総務部新行政推進局行政システム改革課総務事務改革係に属 する職員及び同課に兼務を命ぜられた職員のうちから知事が指 名する者

(センター長)

- **第4条** センターにセンター長を置き、総務部新行政推進局行政システム改革課長補佐の職にある者をもって充てる。
- 2 省略

- 第2条 センターは、次に掲げる事項を処理する。
 - (1) 旅費の支出の集中処理業務に関すること。
 - (2) 旅費の支出の集中処理業務に係る支出負担行為の確認に関すること。
 - (3) 省略

(4) 省略

(組織)

第3条 センターは、総務部新行政推進局行政システム改革課総務 事務センター管理係及び総務事務センター審査係に属する職員並 びに同課に属するその他の職員のうちから総務部長が指名する者 をもって組織する。

(センター長)

- 第4条 センターにセンター長を置き、総務部新行政推進局行政システム改革課長補佐の職にある者のうちから、知事が命ずる。
- 2 省略

(愛媛県南予地域活性化特別対策本部規程の一部改正)

第34条 愛媛県南予地域活性化特別対策本部規程(平成18年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	
(現地対策本部) 第7条 対策本部の任務を効率的に処理するため、その統轄の	下に、
南予地方局に南予地域活性化現地特別が	付策本
ー 部(以下「現地対策本部」という。)を置く。	
2 省略	
3 現地対策本部長は、南予地方局長 (の職に
ある者をもって充てる。	
4 現地対策副本部長は、	
別表 3 に掲げる職にある者をもって充てる。	
5 現地対策本部員は、	别
表4に掲げる職にある者をもって充てる。	
6~8 省略	
別表1 (第3条関係)	
1 ~ 4 省略	
5 南予地方局長	
別表2 (第6条関係)	
1~5 省略	
6 南予地方局総務企画部地域政策課長	

矽

(現地対策本部)

第7条 対策本部の任務を効率的に処理するため、その統轄の下に、 <u>八幡浜地方局及び宇和島地方局</u>に南予地域活性化現地特別対策本 部(以下「現地対策本部」という。)を置く。

正

前

- 2 省略
- 3 現地対策本部長は、<u>八幡浜地方局長又は宇和島地方局長</u>の職に ある者をもって充てる。
- 4 現地対策副本部長は、<u>八幡浜地方局又は宇和島地方局に属する</u> 別表3に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 現地対策本部員は、<u>八幡浜地方局又は宇和島地方局に属する</u>別 表4に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6~8 省略

別表1(第3条関係)

- 1~4 省略
- 5 八幡浜地方局長
- 6 宇和島地方局長

別表2(第6条関係)

- 1~5 省略
- 6 八幡浜地方局総務県民部総務調整課長
- 7 宇和島地方局総務県民部総務調整課長

別表3(第7条関係)

- 1 地方局総務県民部長
- 2 地方局産業経済部長
- 3 地方局建設部長

別表3(第7条関係)

- 1 南予地方局八幡浜支局長
- 2 南予地方局総務企画部長
- 3 南予地方局産業経済部長
- 4 南予地方局建設部長

別表4(第7条関係)

- 1 南予地方局総務企画部地域政策課長
- 2 南予地方局産業経済部産業振興課長
- 3 南予地方局産業経済部農村整備課長
- 4 南予地方局産業経済部森林林業課長
- 5 南予地方局産業経済部水産課長
- 6 南予地方局建設部管理課長
- 7 南予地方局建設部建設企画課長
- 8 南予地方局総務企画部八幡浜支局総務県民室地域政策班長

別表4(第7条関係)

- 1 地方局総務県民部総務調整課長
- 2 地方局産業経済部商工労政課長
- 3 地方局産業経済部農政普及課長
- 4 地方局産業経済部農村整備課長 (八幡浜地方局にあっては、 農村整備第一課長)
- 5 地方局産業経済部森林林業課長
- 6 地方局産業経済部水産課長
- 7 地方局建設部管理課長
- 8 地方局建設部建設企画課長

(愛媛県立子ども療育センター処務規程の一部改正)

第35条 愛媛県立子ども療育センター処務規程(平成19年愛媛県訓令8号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の開始後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(分掌事務)	(分掌事務)
第2条 <u>事務局</u> の分掌事務は、次のとおりとする。	第2条 <u>庶務係</u> の分掌事務は、次のとおりとする。
庶務係	庶務係
(1)~(6) 省略	(1)~(6) 省略
	(7) 使用料及び手数料に関すること。
	(8) 医療費の請求に関すること。
<u>(7)</u> 省略	(9) 省略
	(10) 給食に関すること。
(8) 省略	(11) 省略
事業係	
(1) 医療費の請求に関すること。	
(2) 使用料及び手数料に関すること。	
(3) 給食に関すること。	
(4) その他事業に関すること。	

(水産試験場処務規程等の廃止)

第36条 次に掲げる訓令は、廃止する。

- (1) 水産試験場処務規程(昭和36年愛媛県訓令第9号)
- (2) 愛媛県繊維産業試験場処務規程(昭和37年愛媛県訓令第13号)
- (3) 愛媛県建設研究所処務規程(昭和38年愛媛県訓令第10号)
- (4) 愛媛県立保育専門学校処務規程(昭和39年愛媛県訓令第14号)
- (5) 愛媛県紙産業研究センター処務規程(昭和39年愛媛県訓令第26号)
- (6) 愛媛県窯業試験場処務規程(昭和39年愛媛県訓令第27号)
- (7) 愛媛県立果樹試験場処務規程(昭和50年愛媛県訓令第2号)
- (8) 愛媛県畜産試験場処務規程(昭和50年愛媛県訓令第4号)
- (9) 愛媛県養鶏試験場処務規程(昭和50年愛媛県訓令第5号)
- (10) 愛媛県林業技術センター処務規程(昭和50年愛媛県訓令第6号)
- (11) 愛媛県魚病指導センター処務規程(昭和56年愛媛県訓令第31号)
- (12) 愛媛県花き総合指導センター処務規程(平成4年愛媛県訓令第9号)

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

○愛媛県訓令第11号

農林水産部

愛媛県家畜病性鑑定所処務規程を次のように定める。

平成20年3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県家畜病性鑑定所処務規程

(趣旨)

- 第1条 この訓令は、愛媛県家畜病性鑑定所(以下「鑑定所」という。)の処務に関し必要な事項を定めるものとする。 (職務)
- 第2条 所長は、知事の命を受けて、鑑定所の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 2 専門員は、上司の命を受け、専門事項について絶えず調査研究を行い、当該専門事項に係る事務を分担する職員を指導し、かつ、高度 の専門事項を自ら処理する。
- 3 係長は、上司の命を受け、係の事務を管理する。
- 4 主任は、上司の命を受け、特定の事務を処理する。
- 5 技師及びその他の職員は、上司の命を受け、鑑定所の業務に従事する。

(専決事項)

- **第3条** 所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の 承認を受けなければならない。
 - (1) 鑑定所の業務に関し職名又は鑑定所名で文書を施行すること。
 - (2) 公文書の公開に関すること(公文書の公開の請求(申請を含む。)に対する決定に係る不服申立て(不服の申出を含む。)に関するものを除く。)。
 - (3) 個人情報取扱事務の登録に関すること。
 - (4) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること(個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に係る不服申立てに関するものを除く。)。
 - (5) 所属職員の出張に関すること。
 - (6) 所属職員の休暇、育児休業等、職務専念義務の免除その他服務に関すること。
 - (7) 所属職員の事務分掌に関すること。
 - (8) 1件500万円未満の支出を伴う事件(工事を除く。)の決定に関すること。
 - (9) 次の会計事務に関すること。
 - ア 100 万円未満の税外収入の徴収
 - イ 決裁を経た1件500万円未満の事件(工事及びウに掲げるものを除く。)に係る支出負担行為
 - ウ 報酬、賃金及び期末手当に係る支出負担行為
 - エ 決裁を経た1件500万円未満の事件の経費(工事費及びオに掲げるものを除く。)に係る支出命令
 - オ 報酬、賃金及び期末手当に係る支出命令
 - カ 歳入歳出外現金、有価証券及び物品の出納通知
 - キ 物品の管理及び処分に関する事務
 - (10) その他軽易又は常例に属する事務の執行に関すること。

(代決)

- 第4条 所長が不在のときは、係長が代決する。
- 2 前項の規定により代決した事務で重要なものは、後閲を受けなければならない。 (細則)
- **第5条** この訓令に定めるもののほか、鑑定所の処務に関し必要な事項は、所長が知事の承認を得て定める。 (他の規程の準用)
- 第6条 この訓令及び前条の規定により定められたもののほか、鑑定所の処務については、愛媛県処務細則(昭和29年愛媛県訓令第5号) の例による。